

白糠町地域防災計画

第 5 章

災害応急対策計画

第5章 災害応急対策計画

災害時にこれを防御し、又は応急的救助を行うなど、機能を有効適切に発揮して住民の安全と安心、被災者の保護を図るための災害応急対策等については、本計画の定めるところによる。

第1節 応急措置実施計画

町区域の災害時は、関係法令及び本計画の定めるところにより、本部長（町長）及び防災に係る施設の管理者は所要の措置を講じ、又、本部長（町長）は必要に応じて道及び他の市町村、関係機関等の協力を求め応急措置を実施する。

1 応急措置の実施責任者

法令上実施責任者として定められている者は次のとおりである。

- | | |
|--------------------------------------|---------------------|
| (1) 道知事 | (基本法第 70 条) |
| (2) 警察官等 | (基本法第 63 条) |
| (3) 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長 | (基本法第 77 条) |
| (4) 指定公共機関の長及び指定地方公共機関の長 | (基本法第 80 条) |
| (5) 町長、町の委員会又は委員、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者 | (基本法第 62 条) |
| (6) 水防管理者（町長）、消防機関の長等 | (水防法第 17 条及び第 21 条) |
| (7) 白糠支署長又は消防団長 | (消防法第 29 条) |
| (8) 災害派遣を命じられた部隊等の自衛官 | (基本法第 63 条第 3 項) |

2 町の実施する応急措置

- (1) 警戒区域の設定（基本法第 63 条第 1 項）

本部長（町長）は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、基本法第 63 条第 1 項の規定に基づき警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該地域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。

- (2) 応急公用負担の実施（基本法第 64 条第 1 項）

本部長（町長）は、本町の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、基本法第 64 条第 1 項の規定に基づき、本町区域内の他人の土地、建物その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹木、その他の物件を使用し、若しくは収用することができる。

なお、この場合においては、基本法第 82 条及び基本法施行令第 24 条の規定に基づく措置をとらなければならない。

ア 工作物及び物件の占有に関する通知

本部長（町長）は、当該土地、建物、その他の工作物又は土石、竹木、その他の物件（以下「工作物等」という。）を使用し、若しくは収用したときは、速やかに当該工作物等の占有者、所有者、その他当該工作物等について権限を有する者に対し、次の事項を通知しなければならない。

この場合、占有者等の氏名及び住所等を知ることができないときは、その通知事項を白糠町公告式条例（昭和 25 年白糠町条例第 15 号。以下「公告式条例」という。）を準用して、町役場の掲示板に掲示する等の措置をしなければならない。

- （ア）名称又は数量
- （イ）形状及び数量
- （ウ）所在した場所
- （エ）処分の期間又は期日
- （オ）その他必要な事項

イ 損失補償

町は、当該処分により通常生ずべき損失を補償しなければならない。

ウ 従事命令等の実施

本部長（町長）は、従事命令等を発し、応急措置を実施する場合は、様式 1 から様式 5 に定める公用書等を交付して行うものとする。

(3) 災害現場の工作物及び物件の除去並びに保管等の実施（基本法第 64 条第 2）

本部長（町長）は、本町の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、現場の災害を受けた工作物又は物件で当該応急措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置をとることができる。

なお、この場合において、工作物等を除去したときは、本部長（町長）は、当該工作物を保管しなければならない。

(4) 他の市町村長等に対する応援の要求等（基本法第 67 条第 1 項、第 2 項）

ア 本部長（町長）は、本町の地域に係る災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村長等に対し、応援を求めることができる。

また、応援を求められた場合は、正当な理由がない限り応援を拒んではならない。

イ 前号の応援に従事する者は、応急措置の実施については、当該応援を求めた市町村長等の指揮の下に行動するものとする。

(5) 知事に対する応援の要求等（基本法第 68 条第 1 項）

本部長（町長）は、本町の地域に係る災害が発生した場合において、応急措置を実施する必要があると認めるときは、知事に対し、応援を求め、又は応急措置の実施を要請することができる。

(6) 住民等に対する緊急指示等

ア 本部長（町長）は、本町の地域において、災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、本町区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者を、当該応急措置の業務に従事させることができる。

（基本法第65条）

イ 本部長（町長）及び消防機関の長は、水防のため、やむを得ない必要があるときは、本町地域内に居住する者又は水防の現場にある者をして、水防に従事させることができる。

（水防法第17条）

ウ 消防団員は、緊急の必要があるときは、火災の現場付近にある者を、消火若しくは延焼の防止又は人命の救助その他の消防作業に従事させることができる。

（消防法第29条第5項）

エ 救急隊員は、救急の必要があるときは、事故の現場付近にある者に対し、救急業務に協力することを求めることができる。

（消防法第35条の10第1項）

(7) 応急措置の業務に従事した者に対する損害補償（基本法第84条第1項）

本部長（町長）は、前記(6)各号により、本町区域内の住民又は応急措置を実施すべき現場にある者を応急措置の業務に従事させた場合において、当該業務に従事した者がそのため死亡し、負傷し、もしくは疾病にかかり、又は障がいの状態となったときは、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償しなければならない。

様式1

従事第	号				
		公	用	令	書
		住所			
		氏名			
		従事			
災害対策基本法第65条の規定に基づき、次のとおりを命ずる。					
		協力			
		年	月	日	
				処分権者	印

従事すべき業務					
従事すべき場所					
従事すべき日時					
出頭すべき日時					
出頭すべき場所					
備考					

(備考) 用紙は、日本工業規格A 4とする。

様式2

保管第	号				
		公	用	令	書
		住所			
		氏名			
災害対策基本法第78条第1項の規定に基づき、次のとおり物資の保管を命ずる。					
		年	月	日	
				処分権者	印

保管すべき物資の種類	数 量	保管すべき場所	保管すべき期間	備 考

(備考) 用紙は、日本工業規格A 4とする。

様式3

管 理 第	号						
公 用 令 書							
住 所							
氏 名							
災害対策基本法第78条第1項の規定に基づき、次のとおり						管理	
						を使用する。	
年 月 日						収用	
						処分権者	印

名 称	数 量	所 在 場 所	範 囲	期 間	引渡月日	引渡場所	備 考

（備考）用紙は、日本工業規格A 4とする。

様式4

変 更 第	号						
公 用 令 書							
住 所							
氏 名							
災害対策基本法第78条第1項の規定に基づく公用令書（ 年 月 日第 号）にかかる処分を							
次のとおり変更したので、同法施行令第34条第1項の規定により、これを交付する。							
年 月 日							
						処分権者	印

変更した処分の内容

（備考）用紙は、日本工業規格A 4とする。

様式5

取 消 第	号
公 用 令 書	
住 所	
氏 名	
災害対策基本法第78条第1項の規定に基づく公用令書（ 年 月 日第 号）にかかる処分を 取消したので、同法施行令第34条第1項の規定により、これを交付する。	
処分権者	印

（備考）用紙は、日本工業規格A 4とする。

3 警察官及び海上保安官並びに自衛官の権限

警察官及び海上保安官は、本部長（町長）若しくは本部長（町長）の職権を行う町職員が現場にいないとき又はこれらの者から要求があったときは、本部長（町長）の職権を行うことができる。

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、本部長（町長）若しくは本部長（町長）の職権を行う町職員等が現場にいない場合に限り応急措置を行うことができる。

（基本法第63条－65条、第82条及び第84条）

4 救助法適用の場合

救助法適用の場合は、次のとおりである。

(1) 実施責任者

救助法による救助は、知事が行う。

ただし、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、救助の実施に関するその職務の一部を町長に委任することができる。

(2) 救助法による救助の種類、程度、方法及び期間

ア 救助の種類

- (ア) 収容施設（応急仮設住宅を含む）の供与
- (イ) 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- (ウ) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- (エ) 医療及び助産
- (オ) 災害にかかった者の救出
- (カ) 災害にかかった住宅の応急修理
- (キ) 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
- (ク) 学用品の給与
- (ケ) 埋葬

(コ) 前各号に規定するもののほか、政令で定めるもの

イ 救助の程度、方法及び期間は、応急救助に必要な範囲において知事がこれを定める。

(3) 救助法の適用手続及び適用基準

本部長（町長）は、本町の地域に係る災害に関し、その被害が別表の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがある場合は、直ちに釧路総合振興局長を通じ知事に報告しなければならない。

5 救助の期間、費用の限度及び帳簿

避難、救出、給水、食糧供給、衣料生活必需品物資供給、応急仮設住宅、住宅応急修理、助産、輸送、障害物の除去、遺体の搜索、処理、埋葬及び文教対策計画、救助の実施期間、費用の限度額は、救助法施行細則の定めるところによる。

別表（救助法の適用基準）

被害区分 市町村の人口	町の単独 の場合	被害が相当 広範囲な場合 (2,500世帯以上)	被害が全道にわたり 12,000世帯以上の住 家が滅失した場合等
	住家滅失世帯数	住家滅失世帯数	
白糠町 5,000人以上 15,000人未満	40	20	市町村の被害状況が 特に救助を必要とす る状態にあると認め られたとき

摘 要

1 住家被害の判定基準

- ・滅失………全壊、全焼、流失

住家が全部倒壊、流失、埋没、焼失したもの又は損壊が甚だしく、補修により再使用することが困難で具体的には、損壊、焼失又は流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達したもの、又は住家の主要な要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、50%以上に達した程度のもの。

- ・半壊、半焼………2世帯で滅失1世帯に換算

住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には損壊部分の床面積が、その住家の延床面積の20～70%のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、20%以上50%未満のもの。

- ・床上浸水………3世帯で滅失1世帯に換算

床上浸水、土砂の堆積等により、一時的に居住することができない状態となったものの。

2 世帯の判定

- (1) 生計を一にしている実際の生活単位をいう。
- (2) 会社又は学生の寮等は、各々が独立した生計を営んでいると認められる場合、個々の生活実態に即し判断する。

第2節 動員計画

災害が発生し、又は災害の発生が予想され、応急措置を迅速かつ的確に実施するために必要な町職員等の動員方法については、本計画の定めるところによる。

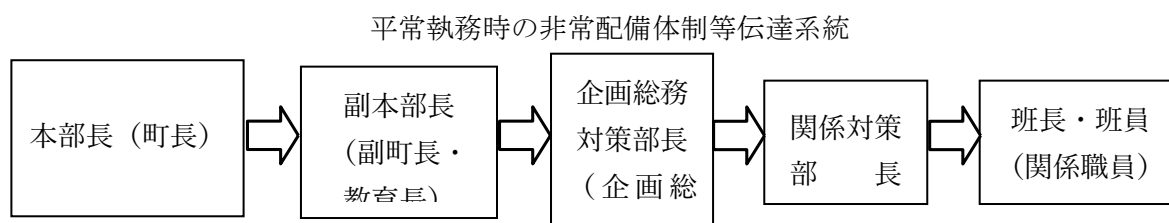
1 動員の配備、伝達系統と方法

(1) 本部職員等に対する伝達方法

ア 平常執務時の伝達系統及び伝達方法

非常配備体制が指令された場合又は「第2章 第2節 災害対策本部 4 災害対策本部の設置基準、廃止の時期・公表・場所」に基づき、災害対策本部が設置された場合、本部長（町長）の指示により、企画総務対策部長（企画総務部長）は、各対策部長等関係職員に対し電話及び口頭、庁内放送等により、最も有効な手段により通知する。

関係対策部長等関係職員は、直ちに班長、班員の指揮監督を行い、災害情報の収集、伝達、調査その他の応急対策を実施する体制を整えるものとする。



イ 休日又は退庁後等勤務時間以外の場合の伝達方法

町職員、常駐警備員は、次の情報を察知したときは、「第3章 第1節 気象情報等の伝達計画」に掲げる気象予警報伝達系統図に準じ、速やかに企画総務対策部長（企画総務部長）へ、連絡がとれない場合は、以下、地域防災課長、防災担当主幹、防災担当係長、防災担当係員の順の1名に連絡するものとする。

町職員、常駐警備員から連絡を受けた、企画総務対策部長（企画総務部長）等は、速やかに本部長（町長）、副本部長（副町長・教育長）へ連絡し、本部長（町長）等の指示により、関係対策部長へ連絡するものとする。

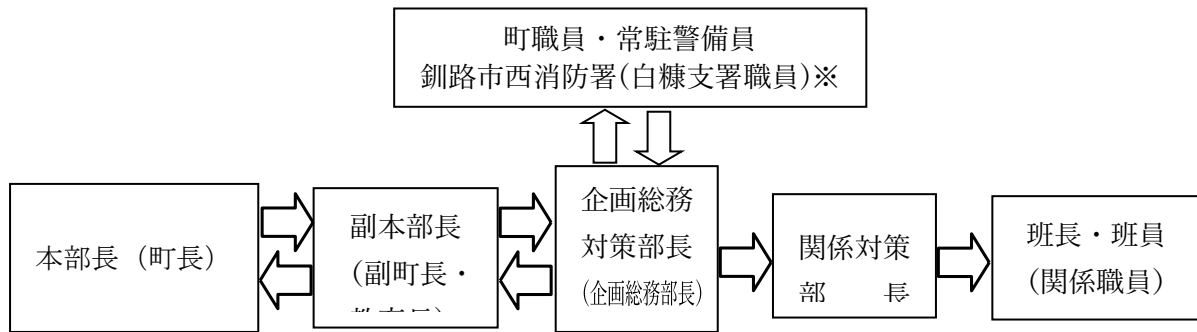
なお、当該関係部長等と連絡がとれない場合は、必要に応じ当該関係班長、関係職員へ連絡、指示するものとする。

又、各関係対策部は、それぞれの対策班、関係職員との連絡体制をあらかじめ整備確立しておくものとする。

- (ア) 気象情報の各種警報、津波注意報、記録的短時間大雨情報、土砂災害情報及び気象予警報に係る災害発生のおそれがあるもの。
- (イ) 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、緊急に応急措置を実施する必要があると認められるとき。
- (ウ) 異常現象の通報があったとき。

第5章 災害応急対策計画

休日又は退庁後等勤務時間以外の場合の伝達系統



※ 連絡が取れない場合、地域防災課長、防災担当主幹、防災担当係長、防災担当係の順で実施。

※ 24時間の勤務体制である白糠支署は、いち早く災害情報の収集・伝達ができることから、動員の契機となるため併記。

2 職員の自主参集

職員は、勤務時間外又は休日等において、災害が発生し、又は発生するおそれがある情報を察知したときは、所属の長及び職員相互に連絡を取り合い、又は自己の判断により「自主参集」をしなければならない。

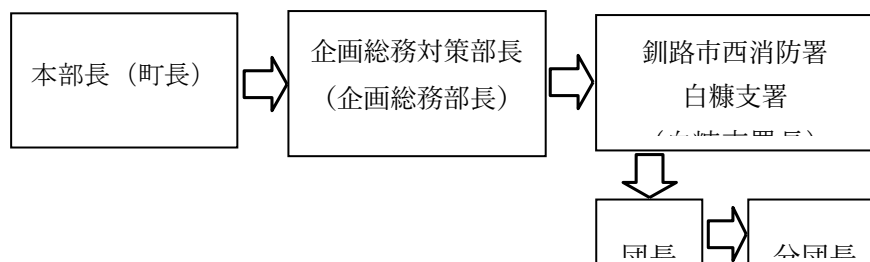
なお、災害対策本部が設置された場合は、電話等、有効な手段により周知するものとし、職員がそれを知った場合は、直ちに登庁するものとする。

また、勤務時間外等で本町を含む地域で地震震度4以上の揺れを察知し、若しくは、自己の判断及び本町地域を含む太平洋沿岸に津波情報が発表されたときは、「第2章 防災組織 第2節 災害対策本部 6 本部の配備体制 非常配備に関する基準及び職員の自主参集基準(別紙1)」によるものとし、最も有効な方法で自主的に所属する部署へ参集するものとする。

3 消防機関に対する要請伝達系統

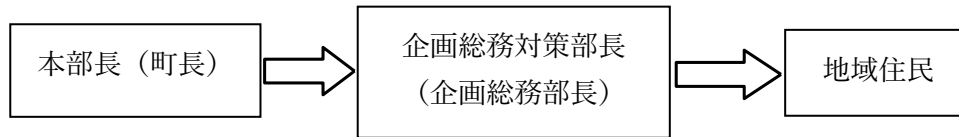
発災時に積極的な情報の収集・伝達・共有を行う消防機関と白糠町は、緊急応急措置や相互応援を行うために、災害対策本部が設置された場合、その配備体制について次により要請及び伝達するものとする。

- (1) 釧路市西消防署(白糠支署)と消防団に対する動員の要請については、本部長の指示を受けた企画総務対策部長(企画総務部長)が行うものとする。
- (2) 消防職員及び消防団員に対する伝達方法は、それぞれの組織を通じて、口頭・電話、又は、白糠町防災行政無線(同報系・移動系)等により行うものとする。



4 住民等の緊急従事に対する伝達系統

住民等の緊急従事要請に関する伝達は次により行うものとする。



第3節 災害広報計画

災害時における報道機関、関係諸機関及び住民に対する災害情報の提供並びに広報活動は、本計画の定めるところによる。

1 広報資料の分析

企画総務対策部は、取材等により収集した写真、資料について、それぞれ分析を行い、災害規模、動向、今後の予定、応急対策等に必要な注意事項等を明確にまとめ、口頭、電話、文書等最も有効な手段を利用して、特に住民等に不当な不安等を与えないよう正確、簡潔に周知、広報を行うものとする。

2 災害情報等の収集

災害情報等の収集については、「第3章 災害情報通信計画 第3節 災害情報等の報告、収集及び伝達計画」によるほか、次によるものとする。

- (1) 情報収集のため、企画総務対策部員派遣等による災害現場等の取材
- (2) 一般住民及び報道機関その他関係機関の取材による写真、資料等の収集
- (3) その他、各部、各班、各所管部署の被害状況調査活動による写真、資料等の収集
- (4) 要救助者の迅速な把握のため、関係機関の協力による安否不明者の積極的な情報収集

3 災害情報等の発表及び広報の方法

企画総務対策部長（企画総務部長）は、広報等の発表事項についてはあらかじめ、本部長（町長）の承認を得てこれを行うものとする。

- (1) 住民等に対する広報の方法、内容

一般住民等及び被災者に対する広報活動は、災害の状況、推移をみながら、次の方法により行うものとする。

また、高齢者、障がい者等避難行動要支援者への伝達に十分配慮する。

なお、災害現場における住民懇談会等によって、一般住民及び被災者の意見、要望、相談等を広聴し、災害対策に反映させる。

ア 新聞、ラジオ、テレビ、同報系・移動系防災無線等の利用

イ 広報車及び放送設備を有する車両の利用

ウ 広報誌（紙）、チラシ類の利用

エ 一般加入電話の利用

- (2) 広報する内容は次のとおりとする

ア 災害に関する情報及び関係機関、住民等に対する注意事項

イ 災害応急・恒久対策の状況

ウ 被災地を中心とした交通に関する状況

エ 高齢者等避難、避難指示、避難場所・施設の情報

オ その他必要な事項

第5章 災害応急対策計画

(3) 報道機関に対する情報の発表、広報の依頼

報道機関に対し、次の事項に関する情報を、収集の都度、必要に応じて発表する。また、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、テレビ、ラジオ、新聞等の各種報道機関に対して、避難の呼びかけ等の広報活動を依頼するとともに、各種報道機関が行う独自の取材に対して、情報、資料を提供し、協力するものとする。

- ア 災害の種別（名称）及び発生年月日
- イ 災害発生場所及び被害激甚地域
- ウ 被害調査及び発表の時限
- エ 被害状況
- オ 災害救助法適用の有無
- カ その他判明した被災地の情報
- キ 応急対策、恒久対策の状況
- ク 災害対策本部の設置又は廃止関係
- ケ 住民等に対する避難準備・高齢者等避難、避難指示の状況、避難場所等の情報
- コ 一般住民、被災者等に対する協力及び注意事項

(4) 北海道その他関係機関等に対する広報

北海道、指定地方行政機関、指定公共機関、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者に対して災害情報を提供し、災害実態等の状況の周知を行うものとする。

主な災害情報等提供先関係機関一覧

機 関 名	所 在 地	電 話
【北海道】 北海道釧路総合振興局地域創生部 地域政策課	〒085-8588 釧路市浦見2丁目2番54号	0154-43-9100(代) 0154-43-9144(直)
北海道釧路総合振興局 釧路建設管理部事業課	〒085-0006 釧路市双葉町6番10号	0154-23-1568
北海道釧路総合振興局 保健環境部保健行政室	〒085-0826 釧路市城山2丁目4番22号	0154-65-5811
北海道十勝総合振興局森林室	〒089-5612 浦幌町字東山町10番23号	015-576-2165
【北海道警察】 釧路方面釧路警察署 警備課警備係	〒085-0018 釧路市黒金町10丁目5番地1	0154-23-0110
釧路方面釧路警察署 白糠交番	〒088-0302 白糠町東2条南2丁目2番地17	01547-2-2086
釧路方面釧路警察署 西庶路駐在所	〒088-0573 白糠町西庶路東1条北2丁目2番地1	01547-5-2033
釧路方面釧路警察署 庶路駐在所	〒088-0567 白糠町庶路1丁目3番地33	01547-5-2151

第5章 災害応急対策計画

機 関 名	所 在 地	電 話
【自衛隊】 陸上自衛隊第5旅団第27普通科連隊	〒088-0604 釧路町別保112番地	0154-40-2011
【指定地方行政機関】 北海道開発局釧路開発建設部 (防災課)	〒085-8551 釧路市幸町10丁目3番地	0154-24-7000 0154-24-7364(直)
釧路開発建設部釧路道路事務所	〒085-0816 釧路市貝塚3丁目3番15号	0154-41-8101
釧路海上保安部	〒085-0022 釧路市南浜町5番9号	0154-23-3283
釧路地方気象台	〒085-8586 釧路市幸町10丁目3番地	(平日日中) 0154-31-5146 (24時間対応) 0154-31-5110
北海道運輸局釧路運輸支局	〒084-0906 釧路市鳥取大通6丁目2番13号	0154-51-2522
北海道農政事務所 釧路地域拠点	〒085-0017 釧路市幸町10丁目3番地	0154-23-4401
北海道森林管理局 根釧西部森林管理署	〒085-0825 釧路市千歳町6番11号	0154-41-7126
【指定公共機関】 北海道旅客鉄道株式会社 釧路支社釧路駅	〒085-0015 釧路市北大通14丁目5番	0154-24-3176
東日本電信電話株式会社北海道支店 (委任機関：N T T 東日本-北海道 釧路支店)	〒060-0001 札幌市中央区北1条西4丁目2番地4 (〒085-0018 釧路市黒金町9-2 釧路支店総括担当)	011-212-4466 (0154-21-3203)
北海道電力ネットワーク株式会社 釧路支店	〒085-0814 釧路市緑ヶ岡5丁目6番9号	0154-47-0036
日本放送協会釧路放送局	〒085-8660 釧路市幣舞町3丁目8番地	0154-41-9191
日本郵便株式会社 白糠郵便局	〒088-0399 白糠町西1条南3丁目1番地1	01547-2-2217
日本郵便株式会社 西庶路郵便局	〒088-0573 白糠町西庶路東1条北2丁目1番地33	01547-5-2110
日本郵便株式会社 庶路郵便局	〒088-0567 白糠町庶路2丁目4番地1	01547-5-2260
赤十字社北海道支部白糠町分区	〒088-0392 白糠町西1条南1丁目1番地1	01547-2-2171
【指定地方公共機関】 一般社団法人釧路市医師会	〒085-0831 釧路市住吉2丁目12-37 (事務局：釧路市医師会)	0154-41-3626

第5章 災害応急対策計画

機 関 名	所 在 地	電 話
【公共的団体】 社会福祉法人白糠町社会福祉協議会	〒088-0331 白糠町東1条北1丁目1番地9	01547-2-2042
くしろ西森林組合	〒088-0125 釧路市音別町共栄1丁目22番地	01547-6-2515
釧路丹頂農業協同組合白糠支所	〒088-0393 白糠町茶路基線20番地1	01547-2-2235
白糠漁業協同組合	〒088-0304 白糠町岬1丁目2番地42	01547-2-2221
白糠町商工会	〒088-0301 白糠町東1条南2丁目1番地24	01547-2-2345

4 被災者相談所の開設

被災住民の便に供するため、災害の規模等に応じて、適宜関係機関と協議、連携して「被災者相談所」を開設し、被災者の各種相談に応じるものとする。

第4節 避難救出計画

災害時において、住民の生命、身体を保護するため必要と認める地域住民に対し、安全な地域への避難のため立ち退きを指示し、あるいは危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を救出し保護に関することは、本計画の定めるところによる。

また、避難時の周囲の状況等により、避難のために立ち退きを行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないときは、居住者に対し屋内での退避等の安全確保措置を指示することができる。

1 避難実施責任者

避難のための立退き指示を行う責任者は、基本法その他の法律により、次のように定められている。

(1) 本部長（町長）（基本法第60条、水防法第29条）

災害の危険がある場合、必要と認める地域の住民、居住者、滞在者、その他の者に対し避難のため立ち退きを指示するとともに、立退き先を指示する。（本部長（町長）が不在のときは、副町長が職務の代行を行う。）

その際、避難所の開設、避難者の収容等を行い、その旨を速やかに道（釧路総合振興局長）に報告するものとする。

なお、避難解除の場合も同様とする。

(2) 警察官、海上保安官（基本法第61条、警察官職務執行法第4条）

ア 本部長（町長）が立退きの指示をする暇がないとき、又は、本部長（町長）から要請があったとき、避難のための立退きを指示する。この場合、直ちに本部長（町長）に通知する。

イ 天災事変等の危険な事態がある場合で、特に急を要するときは危害を受けるおそれのある者を避難させるなどの措置をとる。

(3) 知事又は、その命を受けた道職員（基本法第72条、水防法第22条、地すべり等防止法第25条）

ア 洪水等により、著しく危険が切迫していると認められるとき、立退きを指示する。

イ 地すべりにより、危険が切迫していると認められるとき、立退きを指示する。

(4) 災害派遣を命ぜられた自衛官（自衛隊法第94条）

上記(2)のイの場合であって、警察官又は海上保安官がその場にいないときは、危害を受けるおそれのある者を避難させることができる。

(5) 消防職員、消防団員（消防法第28条）

火災の現場においては、消防警戒区域を設定し、その区域からの退去を命じ、又は、その区域への出入りを禁止若しくは制限することができる。

また、津波警報が発表されたときは、直ちに初期活動を開始し、危害を受けるおそれのある者に対し、避難指示等の発令を周知徹底するものとする。

2 避難指示等区分の基準

避難行動は、準備に係る時間的余裕が必要であることから、町は高齢者等避難、避難指示（以下、「避難指示等」という。）の2段階で避難情報を発令する。

避難指示等は、次の状況が認められる時を基準として発令するが、必要となる事項は「避難情報の発令判断・伝達マニュアル」を別に定める。

- ① 災害の拡大により、住民の生命に危険が及ぶと認められるとき。
- ② 警報等が発表され、風水害による家屋の破壊、浸水等の危険が認められるとき
- ③ 有毒ガス等の危険物質が流出拡散し又はそのおそれがあり、住民に生命の危険が認められるとき。
- ④ 土砂災害警戒情報及び補足情報、前兆現象や災害発生状況などを総合的に判断して、避難指示等が必要と認められるとき。
- ⑤ 災害で被害を受けた建物・構造物等が周辺に被害を与えるおそれがあるとき。
- ⑥ 不特定多数の者が集まる施設、学校、病院、工場等防災上重要な施設において避難が必要と判断されるとき。
- ⑦ その他、災害の状況により、町長が認めるとき。

町は、住民主体の避難行動を支援するため、避難指示等の発令の際には、それに対応する警戒レベル(※)や発令の対象者を下記のとおり明確にし、対象者ごとにとるべき避難行動が分かるように伝達、周知に努めるものとするものとする。

そして、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、庁内をあげた体制の構築に努めるものとする。

さらに、市町村は、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。

警戒レベルを用いた避難指示等の発令

警戒レベル	住民等に求める行動	行動を促す情報	防災気象情報
警戒レベル 5	指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。	緊急安全確保 ※必ず発令される情報ではない	指定河川洪水予報
警戒レベル 4	・危険な場所から全員避難(立退き避難又は屋内安全確保)する。	避難指示 ※町が発令	土砂災害警戒情報
警戒レベル 3	・高齢者等は危険な場所から避難(立退き避難又は屋内安全確保)する。 ・高齢者等以外の人にも必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難する。	高齢者避難 ※町が発令	警報 危険度分布等 参考：気象庁ホームページ 「防災気象情報をもとにとるべき行動と、相当する警戒レベルについて」 URL：https://www.jma.go.
警戒レベル 2	災害に備え自らの避難行動を確認する。	注意報 ※気象庁が発表	

第5章 災害応急対策計画

警戒 レベル1	災害への心構えを高める。	警報級の可能性 * 気象庁が発表	jp/jma/kishou/knownbosai/alertlevel.html/
------------	--------------	---------------------	---

※警戒レベルは、災害発生のおそれの高まりに応じて住民等がとるべき行動と当該行動を住民等に促す情報を関連付けるもの。（洪水、土砂災害、高潮、内水氾濫に用いる）

3 関係機関に対する連絡

本部長（町長）が避難の指示等を発令したとき又は警察官、海上保安官、知事（釧路総合振興局長）又はその命を受けた職員、災害派遣を命じられた自衛官、消防職員・消防団員が避難指示等を発令したときは、本部長（町長）は次の機関に連絡し協力を要請するものとする。

- ア 北海道（釧路総合振興局）
- イ 釧路方面釧路警察署
- ウ 釧路市消防本部（白糠消防支署）、白糠消防団
- エ 釧路海上保安部
- オ 北海道釧路総合振興局保健環境部保健福祉室
- カ 避難施設として利用する施設の管理者
- キ その他必要な機関、団体等

4 避難指示等の伝達方法

ア 指示事項

（ア）高齢者等避難、避難指示の理由

（イ）避難先

（ウ）避難経路

（エ）注意事項

- a 自宅等を離れる際の戸締まり、火の始末、交通安全について
- b 携行品について
 - ・携行品は避難に支障のない限られた必要最小限度にすること。
 - ・携行する物は、2～3日分程度の食糧、水筒、タオル、チリ紙、着替え、救急薬品、懐中電灯、携帯ラジオ等。
- c 服装について
 - ・軽装とし、上着、帽子、雨合羽、防寒用具等を季節により準備する。

イ 伝達方法

高齢者等避難、避難指示は、「第3章 災害情報通信計画」に定める令に準じて、白糠町防災行政無線（同報系・移動系）により町内住民、避難行動要支援者が利用する施設等に伝達するほか、電話、広報車、テレビ、ラジオ、インターネット等を利用し、速やかに伝達の徹底を図るものとする。

また、夜間、停電等で避難対象地域の全家庭に伝達が困難な場合、必要に応じて、特に避難行動要支援者等の確認、避難支援等のため、災害対策本部員（町職員）、消防署員、消防団員、関係機関及び地域住民等の協力のもと、随時班編成等これら伝達員の安全を確認の上、戸別訪問等、完全に指示事項の伝達を図る。

5 避難誘導

ア 避難誘導者

避難者の誘導は、保健福祉対策部（衛生班）、釧路市西消防署白糠支署、消防団、警察官が協力し行うものとする。

また、町の職員、消防職・団員、警察官など避難誘導に充たる者の安全確保に努めるものとする。

イ 避難の順位

避難させる場合には、高齢者、障がい者、乳幼児、傷病者、児童生徒、女性を優先的に避難させる。

ウ 避難経路等

避難場所の経路等は、「第5章 第3節 災害広報計画」の定めるところにより、あらかじめ住民に周知するものとする。

エ 輸送の方法

車両による集団輸送の必要が認められる場合は、企画総務対策部（車両班）が行う。

オ 避難計画

町は次の事項に留意して避難計画を策定するとともに、自主防災組織等の育成を通じて避難体制の確立に努めるものとする。

また、要援護者を速やかに避難誘導するため、地域住民、自主防災組織、町内会や自治会、関係団体、福祉事業者等の協力を得ながら、平時より、情報伝達体制の整備、要援護者に関する情報の把握・共有、避難支援計画の策定等の避難誘導体制の整備に努めるものとする。

- ・「避難情報の発令判断・伝達マニュアル」の整備（指定緊急避難場所、指定避難所を示し、経路、誘導方法、所管する職員、配置等を定める）
- ・指定緊急避難場所、指定避難所開設に伴う被災者救護措置に関する事項（被災者用備蓄資機材の設置、支給等に関すること）
- ・指定緊急避難所、指定避難所の管理に関する事項（秩序保持、避難状況の把握、住民に対する情報提供、各種相談業務）
- ・被災者の把握は、入所者登録の重要性の周知徹底を図り、災害時用の住民台帳（データベース）など、個人データの取り扱いに十分留意をしシステム整備に努める。
- ・被災者台帳（名簿）を速やかに作成するため、あらかじめ様式を定め印刷の上、各避難所に保管する。
- ・住民等の円滑な避難を確保するため、浸水想定区域など、災害発生時に生命または身体に危険が及ぶおそれがあると認められる土地の区域や防災情報を記載した防災マップ、ハザードマップ等を作成し、とるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知するとともに、安全な場所にいる人まで避難所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢であることなど、避難に関する情報の意味の理解促進に努めるものとする。

6 避難場所、避難所の配置

避難場所、避難所は、災害の種別、規模、避難人口、その他の情報を判断し、下記のとおり区分し、あらかじめ定められている避難場所、避難所等の中からあらかじめ施設の安全性を確認し、本部長（町長）が指定し、災害種別ごとに安全性等の一定の基準を満たす施設又は場所を「指定緊急避難場所」、想定される災害の状況、人口の状況等を勘案して、一定の基準を満たす施設を「指定避難所」としてあらかじめ指定するとともに、いずれもその内容を住民に周知・徹底に努めるものとする。

ただし、緊急を要する場合で、これらの場所を使用できないときは、最寄りの民間施設、空き地等を使用するものとし、その他地域全体が災害のため使用不能のときは、他地域の避難所を使用するものとし、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

また、要配慮者のために福祉避難所を開設するものとする。指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、指定施設以外の施設についても管理者の同意を得て避難所として開設する。高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦などの要配慮者に配慮居して、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館・ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。

(1) 津波指定避難場所

津波等から住民等が迅速、安全、容易に避難できる場所として、高台等を津波指定避難場所として指定緊急避難場所(別表 No.1～15)に定めるところにより指定する。

(2) 避難施設

気象災害、津波災害、火災等その他の災害を受けるおそれのある者及び家屋の倒壊、火災等により住居を失い、又は、浸水等によって居住することが不可能と認められる者を一時的に収容する施設として、避難施設を指定緊急避難場所に定めるところにより指定し開設する。

ア 避難施設は、原則として宿泊可能な耐火構造建築物の公共施設を指定する。

ただし、地域の状況により必要とする場合は、所有者の同意を得て民間施設も指定する。

イ 学校を指定緊急避難場所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、施設の利用方法等について、事前に当該学校、教育委員会等の関係部局等の関係者と調整を図る。

ウ 避難施設の開設は、本部長（町長）が避難情報の発令をしたとき、又は必要があると認めたときに施設の管理者に連絡し、管理者は、建物の安全を確認した上で施設の開放を行うものとする。

(3) 一時避難場所

火災の発生、延焼拡大という状態等に住民等が迅速、安全に一時的に避難するための場所として指定緊急避難場所に定めるところにより指定する。

(4) 福祉避難所

高齢者や障がい者、その他の特別な配慮を必要とする要配慮者を一時的に収容する施設(別表 71、72)として、指定し開設する。

(5) 感染症対策

新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。

7 避難場所及び避難施設連絡員

避難場所及び避難施設を開放したときは、直ちに連絡員を派遣して駐在させ、避難人員、世帯の確認を行い管理に当たらせる。また、連絡員は本部との情報連絡を行う。

また、必要に応じて避難場所の開放を自主防災組織等で担う等、円滑な避難のため、地域コミュニティを活かした避難活動を促進するものとする。

8 避難所の運営

ア 町は、各避難所の適切な運営管理を行うものとする。この際、避難場所における情報の伝達、食糧、水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の市町村やボランティア団体等に対して協力を求めるものとする。また、実状に併せて、応援職員やボランティア、地域防災マスター等による避難所運營業務の分担等、自主運営のための各種支援を行い、関係団体等との連携・協力に努め、自主防災組織等が主体となるなど、地域住民による自主的な運営を進めるものとする。

イ 町は、避難所ごとにそこに収容されている避難者に係る情報の早期把握及び避難所で生活せず食事のみ受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努め、道等への報告を行うものとする。

ウ 町は、避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努めるものとする。そのため、食事供与の状況（食物アレルギー・避難生活の長期化した際のメニューの多様化、栄養バランス）、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるとともに、専門家、NPO、ボランティア等との定期的な情報交換に努めるものとする。

また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ、寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況、車中泊による避難者の疾病予防対策など、避難者の健康状態や避難者の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。

エ 町は、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保など女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めるものとする。

オ 町は、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食糧等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、情報提供により、生活環境の確保が図られるよう努めることとする。

カ 町は、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて旅館やホテル等への移動を避難者に促し、要配慮者に対しては、北海道が締結した「災害発生時等における宿泊施設の活用に関する協定」を活用するなど良好な生活環境となるよう努める。

キ 町は、災害の規模にかんがみて必要に応じ、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空き家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、避難所の早期解消に努めることを基本とする。

ク 町は、感染症の発生、拡大を防止するため、開設する避難所における避難者の過密抑制な

どの資機材の整備を進めるとともに、十分な避難スペースを確保し、定期的に換気を行うなど避難所の衛生環境を十分配慮した運営に努めるものとする。

9 北海道（釧路総合振興局）に対する報告

ア 避難指示等を町長等が発令したときは、発令者、発令日時・避難の対象区域・避難先を記録するとともに、釧路総合振興局に対し、その旨報告する。（町長以外の者が発令したときは町長経由）

イ 避難場所及び避難施設を開設したときは、関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に知事（釧路総合振興局長）にその旨報告する。

（ア）避難場所及び避難施設開設の日時、場所及び施設名

（イ）開設期間

（ウ）収容状況・収容人員

（エ）炊き出し等の状況

10 救出計画

（1）救出実施責任者

本部長（町長）は、警察官、海上保安官、消防機関の協力を得て、被災者の救出を行うが、災害が甚大であり、町災害対策本部のみで救出が困難な場合は、近隣市町村、道の応援を求めるものとする。さらに災害が甚大で、近隣市町村等の応援でも救出実施が困難な場合は、自衛隊の災害派遣要請計画に定めるところにより、知事（釧路総合振興局長）に自衛隊の派遣要請を行うものとする。又、知事（釧路総合振興局長）に要請できない場合は、その災害の状況を防衛大臣に通知するものとする。

（2）救出を必要とする者

災害のため現に生命身体が危険な状態にある者及び生死不明の状態でおおむね次に該当するときとする。

ア 火災の際、火中に取り残された場合。

イ 台風、地震等により倒壊家屋の下敷きになった場合。

ウ 水害の際、家屋とともに流され、又は孤立地点に取り残された場合。

エ 山崩れ、雪崩、地すべり、大雪、土石流等により生き埋めとなった場合及び自動車、自動車、船舶、飛行機等の大事故が発生した場合。

オ 本部長（町長）が必要と認めた場合。

（3）救出に必要な機械・器具、車両、重機等

救出に必要な機械・器具、車両、重機等については、災害の種類、状況に応じて、町、消防支署の救急自動車及び民間の機械・器具、車両、重機等を借り上げ利用するものとする。

また、町内で用意できない場合、不足する場合は、近隣市町村、道、自衛隊等に要請するものとする。

別表 指定緊急避難場所

NO	施設・場所名	住所	電話	対象とする異常な現象の種類								指定避難所 (重複)	想定 収容人数
				洪水	崖崩れ 土石流 地滑り	高潮	地震	津波	大規模 な火事	内水 氾濫	火山 現象		
1	馬主来集会所	和天別287番地4	2-2171	○	○	○	○	○		○	○	○	64人 (1人/1㎡)
2	坂の丘公園	和天別1852番地5	2-2171				○	○	○				97人 (1人/1㎡)
3	町立白糠学園裏山	西5条北2丁目	2-2171				○	○	○				713人 (1人/1㎡)
4	逍遙公園東側町有林	東3条北4丁目	2-2171				○	○	○				350人 (1人/1㎡)
5	白糠町上水道第1配水池	石炭崎17番地1	2-2171				○	○	○				662人 (1人/1㎡)
6	岬の森東山公園	石炭崎17番地1	2-2171				○	○	○				398人 (1人/1㎡)
7	巖島神社	泊	2-2171				○	○	○				400人 (1人/1㎡)
8	石炭岬裏山	岬3丁目	2-2171				○	○	○				234人 (1人/1㎡)
9	刺牛裏山	刺牛3丁目	2-2171				○	○	○				350人 (1人/1㎡)
10	西庶路裏山	チブタナイ3-4	2-2171				○	○	○				240人 (1人/1㎡)
11	宮下裏山	庶路宮下5丁目3番地2	2-2171				○	○	○				580人 (1人/1㎡)
12	空港短絡線中腹	白糠町大楽毛	2-2171				○	○	○				1200人 (1人/1㎡)
13	町立庶路学園	西庶路学園通1丁目	5-8255	○	○	○	○	○	○	○	○	○	870人 (1人/1㎡)
14	庶路共同墓地	庶路31番地2	2-2171				○	○	○				970人 (1人/1㎡)
15	茶路2号線	東3条北8丁目	2-2171				○	○	○				855人 (1人/1㎡)
16	町立白糠学園	西5条北2丁目	2-2825	○	○	○				○	○	○	780人 (1人/3㎡)
17	白糠高校	西4条北2丁目	2-2826	○	○	○				○	○	○	364人 (1人/3㎡)
18	旧白糠小学校	西2条南3丁目	2-2828		○	○				○	○	○	589人 (1人/3㎡)
19	白糠生活館	東1条南3丁目	2-2171		○	○					○	○	93人 (1人/3㎡)
20	白糠振興センター	東1条南2丁目	2-2171	○	○	○				○	○	○	85人 (1人/3㎡)
21	社会福祉センター	東3条南1丁目	2-2171	○	○	○				○	○	○	404人 (1人/3㎡)
22	酪農研修センター	茶路基線20番地1	2-2171	○	○	○				○	○	○	99人 (1人/3㎡)
23	和天別パイオニアセンター	和天別846番地1	2-2171	○	○	○	○	○		○	○	○	133人 (1人/3㎡)
24	総合体育館	東2条北3丁目	2-2171	○	○	○					○	○	902人 (1人/3㎡)
25	やまびこ会館	東1条北1丁目	2-2171	○	○	○				○	○	○	203人 (1人/3㎡)

第5章 災害応急対策計画

NO	施設・場所名	住所	電話	対象とする異常な現象の種類								指定避難所 (重複)	想定 収容人数
				洪水	崖崩れ 土石流 地滑り	高潮	地震	津波	大規模 な火事	内水 氾濫	火山 現象		
26	刺牛集会所	刺牛2丁目	2-2171	○		○				○	○	○	18人 (1人/3㎡)
27	日の出集会所	東1条北7丁目	2-2171	○	○	○				○	○	○	56人 (1人/3㎡)
28	茶路小中学校	マカヨ1番地1	2-2797	○	○	○	○	○		○	○	○	182人 (1人/3㎡)
29	縫別自然の家	茶路基線191番地2	2-2171		○	○	○	○			○	○	262人 (1人/3㎡)
30	上茶路集会所	上茶路68番地11	2-2171	○	○	○	○	○			○	○	25人 (1人/3㎡)
31	大秋集会所	和天別1165番地	2-2171	○	○	○				○	○	○	23人 (1人/3㎡)
32	町立庶路学園グラウンド	西庶路学園通1丁目	5-8255	○	○	○	○	○	○	○	○		21,500人 (1人/1㎡)
33	西庶路信和集会所	西庶路西2条北1丁目	2-2171	○	○	○				○	○	○	63人 (1人/3㎡)
34	西庶路コミュニティセンター	西庶路東1条北1丁目	2-2171	○	○	○				○	○	○	341人 (1人/3㎡)
35	西庶路寿の家	西庶路東1条北4丁目	2-2171	○	○	○				○	○	○	33人 (1人/3㎡)
36	ふれあい児童館	西庶路東2条北3丁目	2-2171		○	○				○	○	○	71人 (1人/3㎡)
37	庶路町民センター	庶路1丁目5番地18	2-2171	○	○	○				○	○	○	186人 (1人/3㎡)
38	宮下集会所	庶路宮下2丁目5番地19	2-2171	○	○	○				○	○	○	31人 (1人/3㎡)
39	恋問集会所	恋問1丁目4番地11	2-2171		○					○	○	○	23人 (1人/3㎡)
40	中庶路集会所	庶路基線72番地の4	2-2171	○	○	○		○		○	○	○	79人 (1人/3㎡)
41	上庶路生活改善センター	庶路基線184番地29	2-2171	○	○	○		○		○	○	○	67人 (1人/3㎡)
42	白糠高校グラウンド	西4条北2丁目	2-2826						○				20350人 (1人/1㎡)
43	町立白糠学園グラウンド	西5条北2丁目	2-2825						○				37020人 (1人/1㎡)
44	旧白糠小学校グラウンド	西2条南3丁目	2-2828						○				25342人 (1人/1㎡)
45	あやめが丘公園	東1条南3丁目	2-2171						○				4125人 (1人/1㎡)
46	幸公園	西1条北4丁目	2-2171						○				4199人 (1人/1㎡)
47	白糠スポーツ広場	東2条北3丁目	2-2171						○				25802人 (1人/1㎡)
48	勤労者センター前広場	東1条北7丁目	2-2171						○				2800人 (1人/1㎡)
49	日の出公園	東1条北7丁目	2-2171						○				3352人 (1人/1㎡)
50	茶路小中学校グラウンド	マカヨ1番地1	2-2797						○				6870人 (1人/1㎡)
51	旧北進小中学校グラウンド	上茶路基線149番地1	2-2171						○				14736人 (1人/1㎡)
52	縫別自然の家グラウンド	茶路基線191番地2	2-2171						○				6919人 (1人/1㎡)
53	旧河原小中学校グラウンド	和天別572番地	2-2171						○				4831人 (1人/1㎡)

第5章 災害応急対策計画

NO	施設・場所名	住所	電話	対象とする異常な現象の種類								指定避難所 (重複)	想定 収容人数
				洪水	崖崩れ 土石流 地滑り	高潮	地震	津波	大規模 な火事	内水 氾濫	火山 現象		
54	旧 庶路中学校グラウンド	西庶路東2条南2丁目	5-2102						○				22870人 (1人/1㎡)
55	ふれあい公園	西庶路東2条北2丁目	2-2171						○				32875人 (1人/1㎡)
56	西庶路錦公園	西庶路西1条北1丁目	2-2171						○				3223人 (1人/1㎡)
57	千鳥公園	西庶路西2条南2丁目	2-2171						○				1238人 (1人/1㎡)
58	釧白工業団地(西側)	庶路恋問6丁目	2-2171						○				24771人 (1人/1㎡)
59	中庶路集会所広場	庶路基線72番地の4	2-2171				○	○	○				2100人 (1人/1㎡)
60	旧上茶路小中学校グラウンド	上茶路基線68番地	2-2171				○	○	○				8758人 (1人/1㎡)
61	大秋集会所駐車場	和天別1165番地	2-2171						○				400人 (1人/1㎡)
62	宮下公園	庶路宮下2丁目5番地18	2-2171						○				1710人 (1人/1㎡)
63	道の駅しらぬか恋問	恋問3丁目3番地1	2-2171	○					○	○	○		10521人 (1人/1㎡)
64	白糠町武道館	西5条北2丁目	2-2171	○	○	○			○	○	○	○	136人 (1人/3㎡)
65	白糠消防庁舎	西1条北4丁目2番地1	2-2053					○					70人 (1人/3㎡)
66	鉄北集会所	東1条北3丁目2番地13	2-2171	○	○	○				○	○	○	23人 (1人/3㎡)
67	橋北中央集会所	西4条北1丁目4番地7	2-4848	○	○	○				○	○	○	43人 (1人/3㎡)
68	橋北集会所	西5条北1丁目2番地2	2-3185	○	○	○				○	○	○	20人 (1人/3㎡)
69	下和天別集会所	和天別232番地3	2-2171	○	○	○		○		○	○	○	13人 (1人/3㎡)
70	相互集会所	茶路基線59番地3	2-2171	○	○	○		○		○	○	○	21人 (1人/3㎡)
71	白糠町役場庁舎屋上	西1条南1丁目1番地1	2-2171					○					118人 (1人/3㎡)
72	特別養護老人ホーム清和園	和天別100番地1	2-3200	○	○	○	○	○	○	○	○	○	100人 (1人/3㎡)
73	特別養護老人ホームえぞりんどうの里	釧路市音別町中園2丁目118番5	9-5011	○	○	○	○		○	○	○	○	42人 (1人/3㎡)

※ 災害対策基本法第49条の4により指定

第5節 食糧供給計画

災害時における被災者及び避難者並びに災害応急対策に従事している者に対する主要食糧、副食、飲料水（以下「食糧等」という。）の供給は、本計画の定めるところによる。

1 主要食糧供給計画

(1) 実施責任者

食糧等供給の実施責任者は、本部長（町長）であるが、救助法が適用された場合は、知事が行い、本部長（町長）はこれを補助する。ただし、救助法第30条第1項の規定により委任された場合は、本部長（町長）が行う。また、供給の際は、避難行動要支援者に対し配慮するものとする。なお、確保については、経済対策部（経済班）が充たる。

(2) 供給対象者

本部長（町長）は、災害が発生したとき又は、発生のおそれがあるときは、被災者、避難者及び災害応急対策に従事している者に対して、必要に応じて給食を行う。

ア 被災者及び被災のおそれがあるため、避難している者に対し給食を行う必要がある場合。

イ 被災により供給機関が通常の供給ができないため、その機関を通じないで供給を行う必要がある場合。

ウ 被災地における救助作業、急迫した災害の防止及び緊急復旧作業に従事する者に対して、供給を行う必要がある場合。

(3) 供給の方法及び手続等

ア 知事への要請

本部長（町長）は、災害が発生した場合又はそのおそれがある場合で、炊き出し等の給食に必要な応急用米穀等を現地で確保できないときは、その確保について釧路総合振興局長を通じて知事に要請するものとする。

イ 食糧の受領

災害救助法等が適用された場合における災害救助用米穀の引渡方法等に係る事務手続きについては、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」（平成21年5月29日付21総食第113号総合食料局長通知）に定めるところにより、知事又は町長は、農林水産省政策統括官及び政府所有米穀の販売等業務を実施する民間事業者（以下、「受託事業者」という。）と連絡調整を行い、決定した引渡方法により受託事業者から受領する。

ウ 主要食糧等取扱者

主要食糧等取扱者

番号	店舗名	所在地	電話
1	アサヒストアー	西庶路東1条北1丁目	5-2111
2	サッポロドラッグストア(株)白糠店	東2条南2丁目	9-2002

2 副食、調味料供給計画

(1) 実施責任者

災害時における配給のための副食、調味料等は、本部長（町長）が実施する。

なお、確保については、経済対策部経済班が充たる。

(2) 調達方法

副食、調味料等の調達は、町内の小売業者又は卸売業者等から購入して行うものとする。

なお、町内における調達が不可能であり、又は必要数量を満たさない場合は、釧路総合振興局を経由して知事に対しそのあっせんを要請する。

3 炊き出し計画

(1) 実施責任者

炊き出しは状況を判断し、本部長（町長）が行うが、その事務は保健福祉対策部（福祉班）が充たり、必要に応じて各団体等の協力を得て行うものとする。

(2) 炊き出しの対象者

ア 避難所に収容された者

イ 住家に被害を受けて炊事等のできない者

ウ 災害応急対策に従事している者

エ 被災して、食糧等の確保が困難な者

(3) 協力団体

白糠町女性団体連絡協議会、白糠町商工会女性部、釧路丹頂農業協同組合女性部白糠支部、白糠漁業協同組合女性部、その他各女性部、ボランティア団体等で行う。

また、炊き出しにあたっては、衛生保持、残廃物の衛生的処理等について指導徹底を図るものとする。

(4) 炊き出し施設等の状況

町内における主な炊き出し施設は、「第5章 第4節 避難救出計画」に掲げる避難所に記載されている施設を利用することとし、不足の場合は、町内の炊き出し可能な施設の協力を求める。

(5) 業者からの購入

町において直接炊き出しすることが困難な場合で、米飯提供業者に注文することが実情に即すると認められるときは、炊き出しの基準等を明示し、町内又は町外の米飯提供業者から購入し供給する。

(6) 乳幼児対策

乳幼児に対する食糧品は、町内の食料品店より調達し、災害により調達が困難な場合は、町外の食料品店等で調達する。

(7) 食糧の配布

ア 被災者に対する配給は、原則として避難場所において実施する。

イ 配給を必要とする自宅残留者等については、原則最寄りの避難場所において配布するが、高齢、身体の障がい等で、明らかに避難場所等へ食糧等を受け取りに出向くことができないと認められる者については、対策本部が配布することとする。

ウ 食糧等の配布については、町内会長等の協力を得て、公平かつ円滑に実施するものとする。

(8) 炊き出し等の期間

炊き出し等の期間は、災害発生の日から7日以内とする。

ただし、災害期間が長期にわたるときは、この期間を延長することができる。

(9) 炊き出しの費用

炊き出しのための費用は、救助法が適用された場合に準ずるものとする。

第6節 衣料、生活必需品等物資供給計画

災害時における被災者に対する被服、寝具、その他生活必需品の確保、供給に関する事項は、この計画の定めるところによる。

1 実施責任者及び実施の基準

被災者等に対する給（貸）与物資の調達、配分は、本部長（町長）（担当：保健福祉対策部福祉班）が行うが、救助法が適用された場合は、給（貸）与は知事が行い、本部長（町長）はこれを補助する。ただし、救助法第30条第1項の規定により委任された場合は、本部長（町長）が行う。

2 給与又は貸与の対象者

災害により、住宅が全壊（全焼）、半壊（半焼）、流失、埋没、床上浸水の被害を受けた者で、被服、寝具、その他生活必需物資を喪失し又は棄損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者とする。

3 給与又は貸与の方法

(1) 救助法が適用された場合は、北海道地域防災計画の定めるところによる。

(2) 物資購入・調達及び配分計画

ア 保健福祉対策部は世帯構成員別被害状況を基に救援物資を調達するが、町内で購入・調達困難な場合は、近隣市町村又は知事（釧路総合振興局長）に要請する。また、これらの物資について配分計画を立て、給与又は貸与にあたる。その際、各地域の町内会等の協力を得て、公平、迅速、的確に給与又は貸与するものとする。

イ 社会福祉施設に対し、避難行動要支援者に配慮した物資の備蓄を促進するよう啓発を行う。

ウ 生活物資は、必需品を中心に品目を選定することとし、おおむね次のとおりとする。

(ア)寝具類（毛布、布団等）

(イ)肌着・下着類（シャツ、ズボン下等、紙おむつ等）

(ウ)上着類（作業服、子供服、防寒着等）

(エ)身の回り品類（タオル、手ぬぐい、歯ブラシ、歯磨き粉、靴等）

(オ)炊事用具類（鍋、釜、包丁、バケツ等）

(カ)食器類（茶碗、お椀、皿、はし等）

(キ)日用品類（石鹸、洗剤、トイレットペーパー、ティッシュ、ゴミ袋、生理用品等）

(ク)光熱材料類（マッチ、ろうそく、電池、懐中電灯、薪、木炭、石油等）

エ 生活物資は、社会福祉施設、避難行動要支援者への支援活動を考慮して確保する。

(3) 給与又は貸与台帳の整備

救援物資等の給与又は貸与にあたっては、次の簿冊を備え、その経過を明らかにして処理するものとする。

第5章 災害応急対策計画

様式 1

世帯構成員別被害状況

世帯構成員別 被害別	1 人 世 帯	2 人 世 帯	3 人 世 帯	4 人 世 帯	5 人 世 帯	6 人 世 帯	7 人 世 帯	8 人 世 帯	9 人 世 帯	10 人 世 帯	計	小 学 校	中 学 校	高 等 学 校
全壊（全焼）														
半壊（半焼）														
流失、埋設														
床上(下)浸水														
計														

様式 2

物資購入（配分）計画表

品名	単価	世帯	人世帯				人世帯				計			
			円				円							
		区分	数 量	世 帯 数	所 要 数	金 額	数 量	世 帯 数	所 要 数	金 額	数 量	世 帯 数	所 要 数	金 額
計														

様式 3

物資受払簿

品 名								救助法物資		有・無	
月・日	受入先	数量	担当者	月・日	払出先	給与・貸与別	数量	残	担当者		
・				・							
・				・							
・				・							
計				計							

様式4

物資給与及び受領書

住宅被害 程度区分	1. 全壊（全焼） 2. 半壊（半焼） 3. 流失、埋設 4. 床上（下）浸水	世帯 構成員数等	
--------------	--	-------------	--

災害救助用物資として、下記内訳のとおり受領しました。

年 月 日

住 所

世帯主氏名

（※ご本人が署名した場合は印鑑を省略できます。）

給与年月日	品 名	数 量	備 考	給与年月日	品 名	数 量	備 考

4 物資給与及び貸与に係る費用及び期間

物資給与及び貸与に係る費用及び期間は救助法の定めに準じて行うものとする。

第7節 給水計画及び施設応急計画

災害により給水施設が被災したとき、又は飲料水が枯渇あるいは汚染して飲料水の供給が不可能になったときに、住民等に必要最小限の飲料水を供給し、住民の保護を図るための応急の給水は、本計画に定めるところによる。

1 実施責任者

被災地等の飲料水応急給水は、釧路総合振興局保健環境部保健福祉室他関係機関、地域住民等の協力を得て、また、相互の連絡を密にして、本部長（町長）（担当：水道班）が行い、飲料水の確保と給水に万全を期するものとする。なお、救助法が適用された場合は知事がこれを行い、本部長（町長）はこれを補助する。ただし、救助法第30条第1項の規定により委任された場合は、本部長（町長）が行う。

2 給水の方法

本部長（町長）は、消防機関はじめ関係機関、地域住民の協力を得て被災地域等への給水を行うものとする。

- (1) 水道施設（浄水場・給配水管）に被害のない場合

給水タンク、ポリ容器等運搬用の車両等により、飲料水を給水するものとする。

- (2) 水道施設の内、給配水管のみに被害があった場合

被災地域を直ちに断水し、給水タンク、ポリ容器等を運搬車両により浄水場から搬送、給水するものとする。

3 水道施設の応急復旧

水道施設の応急復旧については、消火栓、医療施設等の民生安定と緊急を要するものを優先的に行うものとする。

また、在庫資材、発注資材をもって主要給配水管の配管工事を行い、必要によっては共同で利用できる大口径の給水栓又は消火栓等を適当な間隔で設置し、応急的な飲料水確保に努めるものとする。

4 応急対策計画

大規模災害等により長期断水となることは、生活の維持に重大な支障が生ずるものであるため、本部長（町長）は、被災した施設の応急復旧等についての計画を予め定めておくほか、災害に際しては次の対策を講じて、速やかに応急復旧し、住民等に対する水道水の供給に努める。

- (1) 施設の点検、被害状況の把握及び復旧計画の策定を行う。
- (2) 災害応急復旧要員及び資機材等の確保等の災害復旧体制を確立する。
- (3) 被害状況により必要に応じて、他市町村等へ支援を要請する。
- (4) 被害状況、応急対策状況、復旧見込み等について、住民等の不安解消を図るため、住民等への広報活動を行う。

水道施設

水道施設名	所在地	日最大供給水量
白糠浄水場	西2条北11丁目1-5	4,800 m ³
二股飲用水道施設	上茶路基線150-10	6 m ³
茶路浄水場	茶路増画基線64-3	585 m ³
中庶路日の出飲用水道施設	庶路基線68-11	17.4 m ³

5 給水応援の要請

- (1) 自ら飲料水の供給を実施することが困難な場合は、道又は近隣の市町村に飲料水の供給の実施に要する人員及び給水資機材提供の応援を要請するものとする。
- (2) 搬送給水は、給水タンク、ポリ容器等運搬用の車両によるほか、必要に応じて、知事（釧路総合振興局長）を通じて、自衛隊の出動の要請を行うものとする。
- (3) 市販の飲料水を確保するため、必要に応じて、飲料水等販売事業者、飲料水等製造事業者等への提供要請を行うものとする。

6 住民等への周知

災害時等における給水及び断水に関して、事前に給水、断水時間、給水場所等を白糠町防災行政無線（同報系・移動系）、広報車等を利用し住民等に周知するものとする。

7 個人備蓄の推進

飲料水をはじめとする生活用水は、災害発生後3日間分程度（3ℓ/日）を個人において準備しておくよう、住民に広報していくものとする。

8 生活用水の確保

災害時の生活用水の水源として、浄水場の貯留水を主体とし、不足する場合は井戸水、自然水（川、ため池等の水）、プール、受水槽、防火水槽等の水をろ過、滅菌して供給するものとする。

9 給水用資機材等保有状況

品名	数量	規格等	保管場所
給水タンク（アルミ製）	3基	1,000ℓ	白糠浄水場
給水タンク（FRP製）	3基	300ℓ	
ポリ缶	90個	20ℓ	
非常用給水袋	1,500枚	5ℓ	

10 費用及び期間

救助法（昭和22年法律第118号）の定めに従って行うものとする。

第8節 大規模停電災害対策計画

大規模停電による災害が発生した場合に、早期にその被害拡大の防止、軽減するための組織並びに活動は、本計画に定めるところによる。

1 予防

関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力するとともに、大規模停電災害を未然に防止し、または被害を軽減するため、必要な対策を実施する。

(1) 実施機関

北海道電力(株)・北海道電力ネットワーク(株)、北海道経済産業局、北海道産業保安監督部

(2) 防災関係機関

白糠町、北海道、警察、医療機関

2 応急対策

関係機関は、大規模停電災害に関する情報収集に努めるとともに通信手段を確保し、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化応急対策の調整を行うものとする。

3 広報活動

地域住民や帰宅困難者などからの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、住民等に役立つ次の情報を正確に、きめ細かく、適切に提供するものとする。

- (1) 停電及び停電に伴う災害の状況
- (2) 関係機関の災害応急対策に関する情報
- (3) 停電の復旧の見通し
- (4) 避難の必要性等、影響
- (5) その他必要な事項

第9節 下水道施設応急普及計画

災害により下水道施設の機能が麻痺した場合、公衆衛生、公共用水域の保全に支障をきたし、住民生活に多大な影響を及ぼすことから被災施設の普及対応については、本計画に定めるところによる。

1 実施責任者

災害が発生した場合は、北海道外関係機関や地域住民、地元建設業者などの協力を得、また、相互の連絡を密にし、本部長（町長）が行う。

2 情報の収集及び広報活動

被災地の状況並びに施設の被害等情報を収集し内容の整理を行い、連絡体制の確認、また、次の内容について被災者及び住民に対して情報の提供を行う。

- (1) 災害の発生状況と応急対策の実施状況
- (2) 被害の拡大及び二次災害の危険性
- (3) 被災者・住民の取るべき措置、注意事項
- (4) 下水道の使用制限
- (5) その他関連情報

3 調査

被災状況の概略を把握し、応急復旧工事及び以後の災害復旧の対応・方針を定めるとともに、二次災害の危険性を適切に判定するために行うものとする。

(1) 処理場

緊急点検により燃料、劇薬、有毒ガス等の流出など二次災害の未然防止における調査及び有害物質などの流入による水処理の影響（機能停止・低下）に備え暫定的機能を回復するための調査を行う。

(2) 管路施設

被害の拡大や突発的な酸素欠乏・硫化水素ガス発生などの二次災害防止のための調査及び機能的、構造的被害程度の調査。

4 支援要請

自ら対応することが困難な事態が発生した場合、近隣市町村、機械メーカー、設計コンサルなどに応援を要請するものとする。

5 応急処置

- (1) 下水道施設から発生する有機物質（硫化水素等）は人体に影響を及ぼすため専用の薬品等の準備。
- (2) 仮設トイレ及び簡易公衆トイレ（一定の地区のマンホール上に設置）などの準備。
- (3) 処理場からの放流先の確保。

第5章 災害応急対策計画

- (4) 管路敷設箇所の道路段差への安全柵の設置、陥没箇所への土砂投入、危険箇所への通行規制。

6 下水道主要施設

(1) 処理施設

施設名	所在地	備考
白糠下水道管理センター	白糠町西庶路西4条南2丁目2番地1	日最大処理能力6,990 m ³ /日、放流先 増井川

(2) 幹線管渠

施設名	起点	終点	備考
白糠汚水1号幹線	白糠町西庶路西4条南2丁目	白糠町西1条南2丁目	口径 150mm ~ 400mm
白糠汚水2号幹線	白糠町東2条南2丁目	白糠町茶路基線	口径 150mm ~ 300mm
白糠汚水3号幹線	白糠町西1条南2丁目	白糠町西1条北8丁目	口径 150mm ~ 250mm
白糠汚水4号幹線	白糠町東2条北2丁目	白糠町東2条北5丁目	口径 150mm ~ 200mm
庶路汚水1号幹線	白糠町西庶路西4条南2丁目	白糠町西庶路東2条南2丁目	口径 200mm ~ 500mm
庶路汚水2号幹線	白糠町西庶路西3条南2丁目	白糠町西庶路東1条南4丁目	口径 150mm
庶路汚水3号幹線	白糠町西庶路西1条南2丁目	白糠町西庶路西1条北3丁目	口径 150mm ~ 200mm
庶路汚水4号幹線	白糠町西庶路東1条南1丁目	白糠町西庶路東1条北4丁目	口径 150mm ~ 200mm
庶路汚水5号幹線	白糠町西庶路東2条北1丁目	白糠町西庶路東2条北4丁目	口径 150mm ~ 250mm

7 応急対策計画

大規模災害等により下水道施設の機能が停止になることは、公衆衛生上重大な支障を生ずるものであるため、本部長（町長）は、被災した施設等の応急復旧等についての計画を予め定めておくほか、災害に際しては次の対策を講じて速やかに応急復旧を行う。

- (1) 施設の点検、被害状況の把握及び復旧計画の策定を行う。
- (2) 災害応急復旧要員及び資機材等の確保等の災害復旧体制を確立する。
- (3) 被害状況により必要に応じて、他市町村等へ支援を要請する。
- (4) 幹線管渠の流下状況、軟弱地盤帯の管渠の調査及びマンホール等の工作物の調査を速やかに行い、必要に応じて、マンホール内部の浚渫、可搬式ポンプによる緊急送水、仮管渠の設置等により、排水機能の回復に努める。

- (5) 下水処理場への流入水量の増大により、やむを得ずバイパス放流を行う等、緊急的措置をとる場合は、速やかに関係機関等へ連絡、周知する。
- (6) 被害状況、応急対策状況、復旧見込み等について、住民等の不安解消を図るため、住民等への広報活動を行う。

8 費用及び期間

救助法（昭和22年法律第118号）の定めに準じて行うものとする。

第10節 医療及び助産計画

災害のため、その地域の医療機関の機能が停止し、又は著しく不足あるいは混乱したため、被災地の住民が医療の途を失った場合における応急的医療、又は助産救護の実施は、本計画の定めるところによる。

1 実施責任者

- (1) 災害時における応急的医療、助産は、本部長（町長）（担当：保健福祉対策部医療班）が行い、救助法が適用された場合は、知事（釧路総合振興局長）の委任により本部長（町長）が実施するほか、知事（釧路総合振興局長）に要請した救護班が現地に到着するまでの間も同様とする。
- (2) 災害時における応急的医療、助産については、一般社団法人釧路市医師会と緊密な連絡協議のもとに実施するものとする。

2 医療及び助産の対象者並びにその把握

- (1) 対象者
医療及び助産の対象者は、医療を必要とする状態にあるにもかかわらず、災害のため医療の途を失った者及び災害発生の日以内の分娩者で、災害のため助産の途を失った者とする。
- (2) 対象者の把握
対象者の把握は、所管の如何を問わず、できる限り正確かつ迅速に把握し、本部長（町長）へ通知するものとする。
対象者の通知を受けた本部長（町長）は、直ちに救護に関し医師、看護師、薬剤師、保健師、助産師等の派遣要請、救護所の開設、患者の救急輸送、通信連絡の確保、医療資機材の確保、手配等に必要な措置を講ずるものとする。

3 応急救護所の設置

応急救護施設は、被災場所等に応じて町内各医療機関及び公共施設を使用するものとし、全町的な大災害の場合は、応急簡易的に設置した建物（テント、プレハブ等）を使用するものとする。

4 医療及び助産の実施

- (1) 医療班の編成
本部長（町長）は、医療班の派遣を必要とする場合は、災害の規模、傷病者等の概要を伝えるとともに、社団法人釧路市医師会に医療班の派遣要請を行うものとする。
社団法人釧路市医師会は、本部長（町長）の要請に基づき、医療班を編成し、応急医療にあたるものとする。
医療班の構成基準等は、社団法人釧路市医師会の定めるところによる。

(2) 医薬品等の確保

医療、助産に必要な医薬品、衛生材料及び医療器具、暖房用燃料の確保は、町内の医療品等の取扱業者からの調達によるものとするが、町内で調達が困難な場合、又は不足する場合は、本部長（町長）は知事（釧路総合振興局長）に対し調達確保を要請するものとする。

(3) 医療の応援要請

本部長（町長）は、町内の医療機関では対策が困難と認める場合は、社団法人釧路市医師会、近隣の医療施設等に協力を要請するとともに、場合によっては知事に対し協力を要請するものとする。また、必要に応じ道に対し災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣を要請するものとする。

(4) 患者等の移送

本部長（町長）は、緊急に移送を必要とする患者が発生し、陸路による患者の移送が困難な場合は、次の関係機関に応援を要請するものとする。

ア 道防災航空室

イ 自衛隊

ウ 釧路海上保安部

エ 道東ドクターヘリ運航調整委員会

5 臨時の医療施設に関する特例

町は、著しく異常かつ激甚な非常災害により臨時の医療施設が著しく不足し、被災者に対して医療を迅速に提供することが特に必要と認められるものとして当該災害が政令で指定されたときは、臨時の医療施設の設置について病床等に関する医療法の規定の適用除外措置があることに留意する。

6 関係医療機関等の状況

(1) 医療機関

医療機関名	所在地	電話番号	診療科目
白糠整形外科医院	西1条南2丁目	2-2101	整形外科、外科、リハビリテーション科
しらぬかクリニック	東1条北1丁目	9-2960	内科、外科、胃腸科
森田医院	東2条北1丁目	2-3556	内科、胃腸科
セセッカ診療所	西庶路西1条南3丁目	5-8288	内科、小児科、耳鼻咽喉科

(2) 薬品及び衛生材料販売業者

名称	所在地	電話番号	備考
白糠薬局	東1条南1丁目	2-2197	
しろくま薬局	東1条北1丁目	9-2700	
東山調剤薬局	東2条北1丁目	9-3433	
みま薬局	西庶路西1条南3丁目	5-3793	

7 費用及び期間

救助法（昭和22年法律第118号）の定めに従って行うものとする。

第11節 防疫計画

災害発生地域において予想される各種感染症に対する防疫対策は、本計画の定めるところによる。

1 実施責任者

- (1) 被災地の防疫は、本部長（町長）が知事（釧路総合振興局長）の指導指示に基づき実施するものとする。（担当：保健福祉対策部医療班）ただし、災害による被害が甚大で、本部長（町長）のみで防疫の実施が不可能又は困難なときは、知事（釧路総合振興局長）に応援を求め実施するものとする。

2 防疫班の編成

被災地の防疫活動を迅速、的確に実施するために、関連機関と連携を保ち感染症の予防や食品衛生関係法令に基づく緊急措置を行うものとする。なお、次のとおり防疫班を編成するものとする。

班名	班長	班員
防 疫 班	町民サービス課長	対策本部保健福祉対策部の班員をあてるものとするが、要員に不足が生じた場合は、他の部門の班員を動員することとする。

3 感染症の処置

本部長（町長）は、次の事項について「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年 法律第114号。以下「感染症法」という。）に基づき、必要があると認める場合及び知事（釧路総合振興局長）の指示及び命令により災害の規模、態様に応じ、その範囲、期間を定めて次の事項について行うものとする。

- (1) 消毒方法の施行（感染症法第27条第2項）
- (2) ねずみ族、昆虫等の駆除（感染症法第28条第2項）
- (3) 生活の用に供される水の供給（感染症法第31条第2項）
- (4) 感染症の病原体等に汚染された物件に係る措置（感染症法第29条第2項）
- (5) 公共の場所を清潔にする方法等の施行
- (6) 臨時予防接種の施行（予防接種法第6条）

4 防疫の種別と方法

- (1) 消毒方法

知事（釧路総合振興局長）の指示があったときは、薬剤の必要量を確保し、速やかに実施するものとする。

なお、知事（釧路総合振興局長）の指示が無い場合でも本部長（町長）が必要と認めた場合は、上記に準じて実施するものとする。

ア 浸水家屋、側溝、その他不潔な場所の消毒は、クレゾール又は石灰等により実施し、特に衛生害虫の発生のおそれのある場所に対しては、殺虫剤や乳剤を散布する。

イ 避難所の便所、その他の不潔な場所の消毒は、クレゾール、オルソ剤などを用いて実施する。

ウ 被災世帯における家屋等の消毒は、汚染された台所、炊事場などを中心にクレゾール水で洗浄し、食器棚は逆性石けん（塩化ベンザルコニウム等）を用いて拭浄する。

また、床下には湿潤の程度に応じ、所要の石灰を散布するよう指導する。

便所は、クレゾール水をもって拭浄するか散布する。

(2) 感染症患者に対する措置

感染症患者が発生したとき、又は病原体保有者が発生した場合は、速やかに入院又は健康診断の措置をとるものとする。

既設の施設に収容することが困難な場合は、釧路総合振興局保健環境部保健行政室と協議し、臨時施設を設けて収容するものとする。

(3) 避難所の防疫指導

ア 検病調査等

避難者に対しては、少なくとも1日1回検病調査を実施するものとし、調査の結果、検便等による健康診断を行う必要が生じたときは、釧路総合振興局保健環境部保健行政室に連絡し受診させるものとする。

イ 清潔方法、消毒方法の実施

避難者に衣服等の日光消毒を行うよう指導するとともに、必要があるときは、クレゾール等による消毒、衛生害虫の発生予防のため殺虫剤の散布を行い、便所、炊事場、洗濯場等の消毒、クレゾール石けん液、逆性石けん液を適当な場所へ配置し、手洗いの励行などについて十分指導徹底させるものとする。

ウ 集団給食

給食従事者は原則として健康診断を終了した者をもってあて、できるだけ専従させるものとする。

また、配膳等の衛生保持及び残廃物、厨芥等の衛生的処理について十分徹底させるものとする。

エ 飲料水の管理

飲料水については、水質検査を実施するとともに、飲料水の管理の徹底を図るものとする。

なお、水質検査班の編制は次のとおりとする。

水質検査班	水道対策部水道課員2名（検査箇所が多岐にわたる場合は必要に応じ増員する）
-------	--------------------------------------

(4) 臨時予防接種

本部長（町長）は、予防接種法第6条第1項に基づき、知事（釧路総合振興局長）の指示を受けて、感染症の発生を予防するため、対象者の範囲及び期日を指定して予防接種を実施するものとする。

5 防疫資機材の調達

災害時において、町が保有する防疫用資機材等が不足した場合、釧路総合振興局保健環境部保健福祉室及び近隣の市町村より借用又は調達するものとする。

6 家畜の防疫

家畜保健衛生所長は、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）に基づき、家畜防疫上必要があると認めたときは、家畜の伝染病疾病の発生予防及びまん延防止のため、被災地域の家畜の飼養者に対する飼養衛生管理に関する助言・指導、家畜の飼養場所への立入検査・消毒、防疫体制の整備等を行う。

被災地における家畜は、堆肥場等から発生する病原菌により汚染された感染症が集団的に発生するおそれがあるので、危険区域、準危険区域、一般地区等に区分してクレゾール系オルソ剤（パンゾール等）及び生石灰等の薬品により消毒を実施する。

また、家畜の防疫については、釧路総合振興局釧路家畜保健衛生所の指導を受け、釧路地区農業共済組合西部事業センター音別白糠家畜診療所等の協力を得て白糠町家畜畜産物衛生指導協議会を中心として実施するものとする。

第12節 清掃計画

災害時によって発生する廃棄物等、被災者や避難者の生活に伴ない発生する廃棄物（以下「災害廃棄物」という。）の処理及び死亡獣畜の処理等（以下「廃棄物の処理」という。）業務については、本計画の定めるところによる。

なお、災害廃棄物の処理については、「北海道災害廃棄物処理計画」に基づくとともに、「町災害廃棄物処理計画」の策定に努め、円滑かつ迅速に行うものとする。

1 実施責任者

(1) ごみ及びし尿処理

ア 被災地における清掃は、地域住民、関係機関、ボランティア等の協力を得て本部長（町長）が実施するものとする。（担当：保健福祉対策部衛生班）

イ 被害が甚大で町のみで実施することが困難な場合は、近隣市町村及び知事（釧路総合振興局長）及び関係機関の応援を求め実施するものとする。

(2) 死亡獣畜（牛、馬、めん羊等）及び逸走犬の処理

ア 死亡獣畜の処理は、各保有者が行うものとする。ただし、所有者が判明しないとき又は所有者において処理することが困難なときは、本部長（町長）が実施するものとする。（担当：経済対策部経済班）

イ 本部長（町長）において死亡獣畜を処理するときは、釧路総合振興局保健環境部保健福祉室の指示に基づき実施するものとする。（担当：経済対策部経済班）

ウ 逸走犬の処理は、本部長（町長）が実施するものとする。（担当：保健福祉対策部衛生班）

2 廃棄物の処理

(1) ごみの収集処理

ア 食物の残廃物等、伝染病の源となる汚物から優先的に収集するものとする。

イ 災害の状況により、本町清掃能力を持って完全に収集することが困難な場合は、民間所有車又は事業者から車両（トラック等の貨物車両）を借用又は出動を要請し、町のごみ処理場に集積処理するものとし、被災地のごみの収集に万全を期するものとする。

また、本町の施設の処理能力を超えた廃棄物が発生した場合は、近隣市町村及び知事（釧路総合振興局長）に対し、応援の要請を行う。

(2) し尿の収集処理

し尿の収集委託業者により、し尿処理施設での処理を原則とするが、施設の被災等により処理を行うことが困難な場合は、近隣市町村に対し応援の要請を行う。

なお、収集処理にあたっては、被災の状況、便所の倒壊、溢水等でし尿が拡散し、感染症拡大のおそれがあることから、被害程度の大きいところから、できるだけ短時間に処理するものとする。

(3) 野外共同便所の設置

便所が倒壊、溢水等の被害を受けた場合は、必要に応じ野外に共同便所を設置するものとする。

共同便所は、必要と思われる箇所に、必要最小限度の仮設便所を設ける。この場合他の恒久対策の障害にならないよう、関係部局、関係機関と緊密な連絡調整に基づき、計画的に設置するものとする。

(4) 死亡獣畜の処理

死亡獣畜の処理は、死亡獣畜処理場で行うほか、釧路総合振興局保健環境部保健福祉室の指導を受けて、次の方法で処理する。

ア 移動できるものは、知事（釧路総合振興局長）の許可を受けた適当な場所に集中して処理する。

イ 交通途絶等により移動し難いものは、知事（釧路総合振興局長）の許可を得て、他に影響を及ぼさないよう、人家より離れた適当な場所に仮埋設（1 m以上の覆土をし、逸走犬等、その他野生動物等が掘り返さないよう万全の対策を講じる。）し、移動が可能となり、死亡獣畜処理場での処理も可能になったときに搬入し、処理するものとする。

(5) 飼養動物の取扱い

ア 飼養動物の管理者は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号）及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成 13 年条例第 3 号）、以下「条例」という。）に基づき災害発生時においても、動物の愛護及び適切な管理を行うものとする。

イ 災害発生時における、飼養動物の避難は、条例第 6 条第 1 項第 4 号の規定により、動物の管理者が自己責任において行うものとする。

ウ 災害発生時において、町は、関係団体の協力を得て、一般住民等への危害が及ばないよう、逸走犬の捕獲・収容をするなど適切な処理を講ずるとともに、住民に対し、危険防止及び逸走犬の収容内容等について周知を図り、住民の協力を得るものとする。

第12節 行方不明者の捜索及び遺体の収容処理並びに埋火葬計画

災害によって行方不明になった者の捜索及び死亡者の遺体収容処理並びに応急的な埋火葬の実施等については、本計画の定めるところによる。

1 実施責任者

本部長（町長）は、災害によって行方不明になった者の捜索及び死亡者の遺体収容処理並びに応急多岐な埋火葬を行う。

なお、救助法が適用された場合は、知事（釧路総合振興局長）が行い、本部長（町長）はこれを補助する。ただし、救助法第30条第1項の規定により委任された場合は、本部長（町長）が行うものとするが、遺体処理のうち洗浄等の処置及び検案については、知事（釧路総合振興局長）の委任を受けた日本赤十字社北海道支部が行うものとする。

救助法が適用されない場合でも、本部長（町長）は、警察官、自衛隊、あるいは民間協力団体、地域住民の協力を得て実施する。

2 対象者

災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、周囲の状況から既に死亡していると推定される者、又は遺族等が遺体の処理を行うことができない者を対象とする。

3 行方不明者の捜索

本部長（町長）は、災害その他の状況により行方不明者の捜索班を編成することができる。この場合釧路警察署（海上にあつては釧路海上保安部）と、連絡協議の上協力体制を整え、消防機関、地域住民の協力を得て実施するものとする。ただし、町において捜索の実施が困難となり、近隣市町村の応援を必要とするとき、又は行方不明者の漂着、埋没が予想されるときは、知事（釧路総合振興局長）を通じて関係市町村に次の事項を明示して捜索を要請するものとする。

- (1) 行方不明者が漂流（着）又は埋没していると思われる場所
- (2) 行方不明者の数、氏名、性別、年齢、容貌、身体的特徴、着衣等
- (3) 応援を要請する人数又は船舶器具等

4 遺体の収容・処理等

- (1) 実施者及び方法

遺体収容処理の計画及び実施は、保健福祉対策部（保健福祉部長）が行い、状況により消防機関、警察、自衛隊、地域住民の協力を得て実施する。

- (2) 変死体の届け出

変死体を発見した場合は、直ちに釧路警察署（海上にあつては釧路海上保安部）に届け出し、検視後に、釧路警察署等からの引き渡された後に処理するものとする。

(3) 関係者への連絡

遺体の身元が判明している場合は、原則として遺族、親族に連絡の上引き渡すものとする。

(4) 遺体の収容処理

遺体の身元識別のため相当の時間を必要とし、又は死亡者が多数のため短時間に埋火葬ができない場合は、遺体を特定の場所（町内の寺院、公共建物又は公園等遺体の収容に適当な場所）に安置し、埋火葬の許可、処理ができるまで保存する。

(5) 検索

遺体については、死因その他の医学的検査を行う。

5 遺体の埋火葬

災害時に死亡した者で身元不明者等、応急的な埋火葬を必要と本部長（町長）が認めたときは、仮埋火葬を行うものとし、作業は保健福祉対策部が作業員等を確保してこれを行うものとする。ただし、埋火葬にあたっては次の点に留意して行うものとする。

(1) 遺体は、検視後警察官から引き継ぎを受けた者を埋火葬する。

(2) 身元不明の遺体は、警察署その他の関係機関に連絡し、調査にあたりと共に埋葬として処置するものとする。

(3) 身元確認の遺体には、火葬に付し、遺骨（骨壺に入れたもの）等を遺族に引き渡すものとする。

(4) 被災地以外に漂着した遺体のうち身元が判明しないものの埋火葬は、行旅死亡人扱いとする。

(5) 埋火葬の実施が町において実施ができないときは、関係機関や協定に基づく協力を得て行う。

(6) 町は、著しく異常かつ激甚な非常災害であって、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の特に必要があると認められるものとして当該災害が政令で指定されたときは、埋葬及び火葬に関する各種証明・許可証が同一の市町村で発行されない場合等に対応し、厚生労働大臣が、その定める期間に限り、墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）第5条及び第14条に規定する手続きの特例を定めることができることに留意する。

6 海上漂流遺体の搜索

海上漂流遺体又は漂流が予想される場合は、知事（釧路総合振興局長）を通じ海上保安部等に搜索を要請するものとする。

なお、遺体のある場合における仮収容施設は必要に応じその都度関係機関等と協議の上定めるものとする。

7 行方不明者の搜索、遺体の収容及び埋火葬のための費用及び期間

行方不明者の搜索、遺体の収容及び埋火葬のための費用及び期間は救助法が適用された場合に準じて行うものとする。

8 火葬場の状況

施設名	所在地	処理能力（1日）	電話番号
白糠斎場	岬3丁目1番地16	6体/日	2-2677

9 墓地の所在地

名称	所在地
坂の丘公苑墓地	白糠町和天別1852番地5
暁墓地	白糠町庶路30番地3
カリソ共同墓地	白糠町茶路15番地1・カリソ41番地2
茶路共同墓地	白糠町マカヨ1番地33
縫別共同墓地	白糠町ノイベツ21番地
上茶路共同墓地	白糠町上茶路30番地2
二股共同墓地	白糠町上茶路基線157番地2
庶路共同墓地	白糠町庶路31番地2
上庶路中央共同墓地	白糠町庶路51番地5
河原共同墓地	白糠町和天別1541番地2
大秋共同墓地	白糠町和天別1292番地

第13節 障害物除去計画

水害、土砂災害、津波・津波災害その他の災害によって、道路、住居、公共施設又はその周辺に運ばれた土砂、木材、ごみ等及び構築物の倒壊等で、住民の生活に著しい危険、支障を及ぼしている物を除去し、被災者の保護を図る場合は、本計画の定めるところによる。

1 実施責任者

- (1) 障害物の除去は、本部長（町長）が行い、救助法が適用されたときは知事（釧路総合振興局長）が行い、本部長（町長）はこれを補助する。（担当：経済対策部）ただし、救助法第30条第1項の規定により委任された場合は、本部長（町長）が行うものとする。
- (2) 道路、河川その他公共施設に障害を及ぼすおそれのある場合は、道路法、河川法その他の関係法令に定めるそれぞれの管理者がこれを行うものとし、各管理者は相互に協力し、交通の確保を図るものとする。
- (3) 鉄道等に害を及ぼしているものの除去は、鉄道事業法その他の法律により定められている当該施設の所有者が行うものとする。
- (4) 海上で障害を及ぼしているものの除去は、「第9章 事故災害対策計画 第1節 海難災害対策計画」の定めるところによる。

2 障害物除去の対象

災害時における障害物の除去は、住民の生活に著しい支障、危険を与え、又は与えたと予想される場合、並びにその他公共的に必要と認めた場合とし、おおむね次に掲げる場合に行うものとする。

- (1) 住民の生命、財産等を保護するため、速やかにその障害物の除去を必要とする場合
- (2) 障害物の除去が、交通の安全と人員及び物資等の輸送路確保に必要な場合
- (3) 障害物が応急災害対策に支障となるもので、緊急を要する場合
- (4) 障害物の除去により河川の流れを良くし、溢水の防止と護岸等の決壊を防止するため必要と認める場合
- (5) 住宅等に係る障害物で、次の要件に該当し、自らの資力をもって障害物の除去ができないと認める場合
 - ア 土砂、木材等の障害物が、日常生活に欠くことができない場所（居室、炊事場、便所等）に運び込まれたため、当面の日常生活が営み得ない状態にあり、かつ当該住宅以外に居住の方法がないもの。
 - イ 住家が半壊又は床上浸水したもの。
- (6) その他公共的に除去を必要とする場合

3 除去の方法

- (1) 町の人員及び応急対策器具、機械による他、必要に応じ民間機械、住民の協力を得、又は知事（釧路総合振興局長）を通じ自衛隊の協力、応援を得て、速やかに除去するものとする。
- (2) 障害物の除去の方法は原状回復でなく、応急的な除去に限るものとする。

4 障害物の保管等

- (1) 除去した障害物は人命、財産に被害を与えないよう配慮し、付近の遊休地又はグラウンド等を利用し、一時的に集積し保管する。
- (2) 道路等交通の障害にならない場所に保管する。
- (3) 盗難等の危険がない場所に保管する。
- (4) 工作物を保管したときは、保管を始めた日から14日間その工作物名簿を公示する。
- (5) 保管した工作物が滅失、破損するおそれのあるときで、その保管に不相当の費用等を要するときは、その工作物を売却し、その代金を保管することができる。この時の売却の方法及び手続は、競争入札又は随意契約によるものとする。

5 費用及び期間

救助法が適用されたときに準じて行うものとする。

第14節 輸送計画

災害時において災害応急対策、復旧対策等の万全を期すため住民の避難、災害応急対策要員の移送及び救援、救出のための資材器具、物資の輸送（以下「災害時輸送」という。）を迅速確実に行うための方法は、本計画の定めるところによる。

なお、緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ、運送事業者等と物資の保管、荷捌きに及び輸送に係る協定を締結するなど体制の整備に努めるものとする。その際、適切な物資の輸送拠点を把握しておくよう努めるものとする。

1 実施責任者

基本法第50条第2項の規定に基づき、災害応急対策を実施する機関の長が行うものとする。
災害時輸送の総括は、企画総務対策部が行うものとする。

2 輸送の範囲

災害時における緊急輸送の範囲はおおむね次のとおりとする。

- (1) 被災者を安全な場所に避難させるための輸送
- (2) 医療及び助産で緊急を要する者の輸送
- (3) 応急対策のための必要な人員、資機材の輸送
- (4) 飲料水の輸送
- (5) 救援物資の輸送
- (6) その他災害対策本部が必要と認める輸送

3 災害時の輸送方法

(1) 車両等による輸送

ア 災害時輸送は、一次的には町で所有する車両等を使用するものとするが、被災地までの距離、被害の状況等により、町で保有する車両等の台数だけでは不足する場合は、他の機関に応援を要請し、又は民間事業所、個人の車両（バイク等の二輪車も含む）の借上げを行うなど、災害時輸送に万全を期する。

また、積雪による車両通行不能の場合、除雪機、スノーモービルの借上げ等も考慮する。

なお、必要に応じ、釧路運輸支局を通じ、社団法人釧根地区トラック協会、釧根地区ハイヤー協会に対し、緊急輸送の応援要請を行う。

イ 町有車両の現況

種類	台数（台）	種類	台数（台）
軽自動車	7	バス	3
小型乗用車	18	グレーダー	1
普通乗用車	15	ショベル	2
ライトバン	6	その他	6
2 tトラック	3		
10 tダンプ	2	計	63

ウ 緊急輸送業務に従事する車両の表示

第5章 災害応急対策計画

基本法第 76 条の規定に基づき北海道公安委員会が災害緊急車両輸送を行う車両以外の車両を禁止した場合、本部長（町長）及び防災関係機関は、災害対策に必要な車両を緊急輸送車両として知事（釧路総合振興局長）又は北海道公安委員会に申し出て、標章及び緊急通行車両確認証明書の交付を受け、輸送にあたるものとする。

なお、交付を受けた標章は、当該車両の前面の見やすい箇所に掲示し、緊急通行車両確認証明書を当該車両に備え付けるものとする。

(2) 人力輸送

災害の状況により車両による輸送が不可能な事態、あるいは使用できる車両が不足する場合、人力での輸送を行うものとする。（自転車、リヤカー、代車等の利用も含む）

(3) 空中輸送

地上でのすべての輸送が不可能になった場合は、山間、へき地などで緊急輸送の必要がある場合、又は救急患者等の緊急輸送の依頼があった場合には、北海道防災計画「第5章 第27節 ヘリコプター活用計画」に基づき、知事（釧路総合振興局長）に対し、北海道消防防災ヘリコプター等の航空機による輸送の要請を依頼するものとする。

(4) ヘリコプター受入要領

ア 着陸点（直径 30m）のほぼ中央に石灰等で直径 10mの正円を描き、円内に「H」を表示する。

イ 高さ 3 m～5 mのポールに吹き流し又は旗布をつけて、着陸付近（着陸中央点からなるべく離れた地点で、地形、施設等による風の影響の少ない場所）に設置する。

ウ 地表面が乾燥して砂塵等の巻き上げのおそれがある場合は、十分な散水等を行う。

第5章 災害応急対策計画

(5) ヘリコプター離発着可能場所

ヘリコプターの離発着可能場所は、次のとおりとする。

ヘリコプター離着陸可能地

施設名	所在地	著名地点からの方向 及び距離	広 さ m ²	施設管理者 電話番号
白糠小学校グランド	西2条南3丁目	白糠小学校南隣り	25,342m ²	学 校 長 2-2828
町営球場	和天別1852番地1	坂の丘公苑西側	92×102	社会教育課長 2-2287
白糠スポーツ 広場	東2条北3丁目	総合体育館東隣り	128×135	社会教育課長 2-2287
旧庶路中学校 グランド	西庶路東2条 南2丁目	庶路中学校北隣り	225×110	学 校 長 5-2102
白糠高校グラ ンド	西4条北2丁目	白糠高校北隣り	130×150	学 校 長 2-2826
白糠中学校グ ランド	西5条北2丁目	白糠中学校南隣り	140×100	学 校 長 2-2825
茶路小中学校 グランド	マカヨ1番地1	茶路小中学校南側	100×70	学 校 長 2-2797
縫別自然の家 グランド	茶路基線191番地	縫別自然の家南隣り	80× 80	社会教育課長 2-7537
旧北進小中 学校グランド	上茶路基線 149番地1	旧北進小中学校跡地	140×100	企画財政課 2-2171
旧河原小中 学校グランド	和天別572番地	旧河原小中学校跡地	80× 60	企画財政課 2-2171

(6) 海上輸送

ア 災害の状況により、陸上輸送が不可能となった場合又は船舶での輸送が効果的と判断したときは、白糠漁港を海上輸送移入、移出の主要港とすると共に、海上輸送体制の確立を図るものとする。

この場合、白糠漁業協同組合、漁業者等の協力を得て、必要な船舶を確保するものとする。

町内の船舶が利用不可能あるいは、利用数が不足する場合は、知事（釧路総合振興局長）に、道、海上保安部、自衛隊他、近隣市町村の応援要請を依頼するものとする。

イ 漁港の整備及び管理

地震、津波その他災害時における海上輸送体制の機能を確保するため、通常時における白糠漁港の係留施設等の耐震化及びそれに連絡する漁港関連道路の耐震化等の整備を推進する。

また、津波、高潮、波浪等による、流失物（船舶、漁具、漁網、構造物）等による係留施設、関連道路等への支障が生じないような施設の整備及び管理体制を図る。

4 費用及び期間

緊急輸送等に係る費用及び期間は救助法が適用されたときに準じて行うものとする。

第15節 労務供給計画

災害時における応急対策実施に必要とする労務者の確保は、本計画の定めるところによる。

1 実施責任者

町が実施する災害応急対策に必要な要員の確保は、本部長（町長）が行うものとする。（担当：企画総務対策部総務班、経済対策部経済班）

救助法が適用されたときは、本部長（町長）が知事（釧路総合振興局長）の委任を受けて実施する。

2 民間団体等への協力依頼

(1) 動員等の順序

災害応急対策の要員を確保する場合の順序としては、次の順序により行うこととする。

- ア 災害応急対策への協力団体員及びボランティアの動員
- イ 被災していない近隣の住民に対する協力要請
- ウ 特に必要な場合は労務者の雇い上げによる動員

(2) 動員の要請

対策本部の各部長は、災害応急対策のため労務要員を必要とする場合、企画総務対策部長（企画総務部長）に対し、次の事項を明示して、労務要員確保の要請を行い、要請を受けた企画総務対策部長（企画総務部長）は、速やかに労務供給計画を樹立し、本部長（町長）の指示に基づき労務要員の供給を行う。

- ア 労務要員を必要とする理由
- イ 作業の内容
- ウ 就労する場所
- エ 就労予定期間
- オ 所要人員数
- カ 集合場所、日時
- キ その他参考事項

(3) 町内会等への要請

ア 町内会等への要請先

「第2章 第3節 住民組織等への協力要請」に準じる。

イ 住民組織等の活動内容

住民組織等へ要請する活動内容はおおむね次のとおりとし、作業の内容により適宜協力を求める。

- (ア)避難場所へ収容された被災者の支援
- (イ)被災者等への炊き出し
- (ウ)救援物資の整理、配送及び支給
- (エ)被災者への飲料水の供給
- (オ)被災者への医療、助産、介護の協力

- (カ)避難場所の整理整頓
- (キ)町の依頼による被害者等の状況調査
- (ク)その他災害応急措置への協力

3 労務者の雇用

災害応急対策活動要員不足のため、又は特殊作業のため労働力が必要なときは、おおむね次の活動に要する労務者を雇い上げるものとする。

(1) 労務者雇用の範囲

- ア 被災者の避難支援のための労務者
- イ 医療、助産、介護の移送支援のための労務者
- ウ 被災者の救出のため機械、器具、資材の操作のための労務者
- エ 飲料水、浄水用薬品、浄水用機器操作、食糧供給のための労務者
- オ 行方不明者の捜索、処理のための労務者
- カ 救援物資の受領、整理、分配等のための労務者
- キ その他災害応急対策のための労務者

(2) 釧路公共職業安定所長への要請

町において労務者の雇用が困難なときは、次の事項を明らかにして釧路公共職業安定所長へ求人申し込みをするものとし、企画総務対策部は、平常時にあらかじめ釧路公共職業安定所長と協議しておくものとする。

- ア 職種別所要労務者数
- イ 作業場所及び作業内容
- ウ 期間及び賃金等の労働条件
- エ 宿泊施設等の状況
- オ その他必要な事項

4 費用の限度及び期間

- (1) 費用は町が負担するものとし、賃金は一般の賃金の水準によりその都度、町長が定める。
ただし、費用の負担及び賃金は、救助法が適用された場合は、これによるものとする。
- (2) 期間は当該災害応急対策の実施期間とする。

第16節 文教対策計画

教育施設の被災または児童・生徒の被災により、通常教育に支障をきたした場合の応急対策及び文化財の保護は、本計画の定めるところによる。

1 実施責任者

(1) 学校管理者等

ア 防災上必要な体制の整備

災害発生時及び災害が発生するおそれがあるとき、迅速かつ適切な対応を図るために、各学校では平素から災害に備え職員等の任務の分担、相互の連携、時間外における教職員の参集等について体制を整備する。

イ 児童・生徒等の安全の確保

(ア) 在校中の安全確保

在校中の児童・生徒の安全を確保するため、児童・生徒等に対して防災上必要な安全教育を行うとともに、災害発生時に迅速かつ適切な行動をとることができるよう、防災訓練等の実施に努める。

(イ) 登下校時の安全確保

登下校時の児童・生徒の安全を確保するため、情報の収集や伝達の方法、児童・生徒の誘導方法、保護者との連携方法、緊急通学路の設定及びその他登下校時の危険を回避するための方法等について計画を樹立するとともに、あらかじめ教職員、児童・生徒等、保護者及び関係機関に周知徹底を図る。

ウ 施設の整備

文教施設、設備を災害から防護するため、日常点検や定期点検を行い、危険箇所あるいは要補修箇所の早期発見に努めるとともに、これらの改善を図る。

(2) 北海道・白糠町

救助法を適用した場合の児童・生徒に対する、教科書文具等の供与は、知事（釧路総合振興局長）が行い、本部長（町長）はこれを補助する。

ただし、救助法第30条第1項の規程により委任された場合は、本部長（町長）がこれを行うものとする。

2 被害状況等の把握

応急対策計画の策定のため、次の事項について被害状況等を速やかに把握し、関係機関と連絡を密にし、連携を図る。

- (1) 児童・生徒の被災状況の概要
- (2) 教職員の被災状況
- (3) 緊急に応急措置を必要とする事項
- (4) 学校施設の被害状況
- (5) その他教育施設の被害状況

3 応急教育対策

(1) 休校措置

ア 災害が発生し、又は発生が予想される気象条件になったときは、各学校長は教育委員会と協議し、必要に応じて休校処置をとるものとする。

また、児童・生徒を帰宅させる場合は、教職員が付き添う等、児童・生徒の安全確保に留意するものとする。

イ 登校前の措置

登校前に休校措置を決定したときは、各学校の学級電話連絡網、地区PTAを通じて速やかに連絡するとともに、テレビ、ラジオ等を活用し児童・生徒、その保護者に周知徹底を図るものとする。

(2) 学校施設の確保

授業等実施のための、校舎、教室等の確保は、災害の規模、被害の程度により、おおむね次の方法によるものとする。

被害の程度	応急施設の予定場所及び復旧対策
応急修理ができる場合	速やかに応急修理し、施設の確保に努める。
校舎の一部が使用できない場合	(1) 特別教室、屋内体育館等を一時的に転用するなど授業の確保に努め、なお不足する場合は、他の公共施設の利用、近隣学校の利用、2部授業等の方法をとる。 (2) 転用中等に一部使用できない箇所の早急な復旧を図る。
校舎の全部、又は大部分が使用できない場合	(1) 社会福祉センター、総合体育館等の公共施設を利用する。 (2) 近隣の学校の校舎、屋内体育館を利用する。 (3) 他の施設等を利用の間に、早急に校舎等の復旧計画をたて、早期の復旧、仮校舎建設、仮運動場の立て替え等を図る。
特定の地域が、全体的に相当大きな被害を受けた場合	(1) 住民の避難先である最寄りの学校、被害の無い最寄りの学校、その他被害のない公共施設を利用する。 (2) 他の施設等を利用の間に、早急に校舎等の復旧計画をたて、早期の復旧、応急仮校舎の建設、仮運動場の立て替え等を図る。

(3) 教育の実施要領

災害の状況に応じ特別教育計画を立て、できるだけ授業の確保に努める。授業が不可能な場合にあっても家庭学習等の方法で指導し、学力の低下を防ぐように努めるものとする。

特別教育計画による授業の実施に当たっては、次の点に留意するものとする。

ア 授業の場所が学校以外の施設を利用して行われる場合は、授業の効率化及び児童・生徒の保健等に留意すること。

イ 教科書、学用品等の損失状況を考慮し、学習内容の程度が児童・生徒の過度の負担にならないようにすること。

ウ 通学道路、その他の被害状況に応じ、通学の安全について遺漏のないように指導する。

エ 学校が避難場所にあてられた場合には、特に児童・生徒の安全に留意すると共に、避難収容が授業の支障とならないよう、授業の効率が低下しないよう留意する。また、次の点に留意する。

(ア) 校舎内、特に水飲み場、便所は常に清潔にして、毎日1回以上の消毒を実施すること。

(イ) 校舎の一部に被災者を収容して授業を継続する場合は、授業等に支障が生じないよう、必要によっては、収容場所との間を隔絶することも考慮する。

(ウ) 避難所としての使用が終わったときは、校舎全体の清掃及び消毒を行うとともに、便層を利用している場合はくみ取りを行うこと。

オ 教育活動の実施にあたっては、被災による精神的な負担により児童・生徒に生じやすい心理的障害に十分配慮する。

カ 必要に応じて釧路総合振興局保健環境部保健福祉室に依頼して被災学校の児童・生徒、教職員の伝染病予防対策、健康診断を実施すること。

4 教職員の確保

教育委員会は、教職員の被災状況を把握するとともに、教職員の数が不足する場合、北海道教育委員会と緊密な連携をとり教職員の確保に努め、教育活動に支障をきたさないようにする。

5 教科書等の調達方法及び支給

(1) 教科書の調達方法

教科書の調達は、学校別、学年別、使用教科書ごとにその数量を調査し、道教育委員会に報告するとともに、その指示に基づいて教科書供給店等に連絡し供給を受けるものとする。

また、町内の他の学校及び他市町村の学校に対し、教科書の供与を依頼するものとする。

(2) 学用品の調達方法

学用品については、道教育委員会と連絡をとり、児童・生徒の教育活動に支障のないように措置を講ずるものとする。

(3) 支給の対象者

住家の全壊（全壊焼）、半壊（半壊焼）、流失、埋没、床上浸水の被害を受けた児童・生徒で教科書、学用品の滅失又は棄損し就学上支障のある者に対して支給する。

(4) 支給方法

教育委員会は、学校長と緊密な連絡を保ち、支給対象となる児童・生徒を調査、把握し、各学校長を通じて対象者に支給する。

(5) 救助法が適用されない場合

救助法が適用されない場合であっても、被災状況により、救助法が適用された場合に準じて行うものとする。

(6) 教科書、学用品の給与状況記録

学用品の給与を実施したときは、下記様式により記録しておかなければならない。

教科書・学用品の給与状況

白糠町

学校名	学年	児童・生徒氏名	保護者名	給与月日	給与品の内訳			備考

6 学校給食等の措置

- (1) 給食施設が被災したときは、速やかに応急修理を行い、給食の継続を図るものとする。
- (2) 給食物資が被災したときは、関係機関と連絡のうえ、直ちに緊急配送を行い、応急調達に努めるものとする。
- (3) 衛生管理には特に注意し、食中毒などの事故防止に万全の措置を講じるものとする。

7 費用及び期間

費用及び期間は、救助法に準じて行う。

ただし、救助法が適用されたときは、救助法の定めによるものとする。

8 文化財の保護対策

町の貴重な財産である文化財等を守るために、教育委員会、文化財等の所有者又は管理者は、平素から災害に備えるとともに、災害が発生したときは、教育委員会は被災状況を把握し、所有者又は管理者及び道教育委員会と連携し、応急措置を講ずるものとする。

第17節 住宅対策計画

災害により住宅を失い、又は破損のため居住することができなくなった世帯に対する住宅の確保は、本計画の定めるところによる。

1 実施責任者

応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理については、本部長（町長）が行う。なお、救助法の適用を受けた場合の応急仮設住宅及び住宅の応急修理は知事（釧路総合振興局長）が行い、本部長（町長）は、これを補助する。ただし、救助法第30条第1項の規定により委任された場合は、本部長（町長）が行う。

2 実施の方法

(1) 避難所

本部長（町長）は必要により住家が被害を受け居住の場所を失った者を収容保護するため、公共施設等を利用し、避難所を開設する。

(2) 応急仮設住宅の建設

本部長（町長）は、必要により災害のため住家が全壊（全焼）又は半壊（半焼）した、被災者の一次的な住居の安定を図るため、応急仮設住宅を建設するものとする。

ア 応急仮設住宅への入居対象者はおおむね次の条件に該当する者とする。

（ア）住家が全壊（全焼）、又は流失、滅失した者

（イ）居住する住家がない者

（ウ）自らの資力等で速やかに住家を確保できない経済的要支援者で、次に該当する者

a 生活保護法の被保護者及び要保護者

b 特定の資産のない失業者、寡婦、母子世帯、高齢者、病弱者、心身障がい者、勤労者、小企業者

イ 応急仮設住宅への入居者の選定については、本部長（町長）が行うこととする。

ウ 応急仮設住宅の建設は、原則的に知事（釧路総合振興局長）がこれを行う。

エ 建設戸数は、本部長（町長）の要請に基づき、知事（釧路総合振興局長）が決定する。

オ 建設予定場所は原則として町有地とする。ただし、これによりがたいときは、適当な公有地及び私有地とする。

カ 規模、構造、存続期間

（ア）応急仮設住宅は、原則として軽量鉄骨組立方式又は木造により、2から6戸の連続建て又は共同建てとし、北海道の気候に適した仕様とする。ただし、被害の程度その他必要と認めた場合は、1戸建てにより実施する。

（イ）応急仮設住宅の存続期間は、その建設工事が完了した後、3か月以内であるが、特定行政庁の許可を受けて、2年以内とすることができる。ただし、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るために特別措置に関する法律に基づき、政令で指定されたものに係る応急仮設住宅については、更に期間を延長することができる。

(ウ) 費用は救助法及び関係法令の定めるところによる。

キ 運営管理

応急仮設住宅の運営管理にあたっては、安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。

また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入に配慮するものとする。

ク 着工期間

救助法適用の場合は、災害の発生の日から20日以内に着工しなければならない。

なお、同法が適用されない場合においても、同法適用の場合に準じる。

ケ 供与

入居者の選考にあたっては、現に自らの資力で住宅を得ることができない者を対象とし、被災者の資力、その他生活条件を十分調査のうえ決定する。

コ 救助法が適用され、道が設置する応急仮設住宅の管理については、町はこれに協力する。
救助法が適用されない場合には町が設置するものについては、町が管理する。

(3) 平常時の規制の適用除外措置

町は、著しく異常かつ激甚な非常災害により避難所又は応急仮設住宅が著しく不足し、被災者に対して住居を迅速に提供することが、特に必要と認められるものとして当該災害が政令で指定されたときは、避難所又は応急仮設住宅に関し、スプリンクラー等の消防用設備等の設置義務に関する消防法第17条の規定の適用の除外措置があることに留意する。

(4) 住宅の応急修理

被災しながらも応急対策をすれば、居住を継続できる住宅の、応急修理を推進するものとする。

ア 対象者

住宅が半壊（焼）し、自らの資力では応急修理できない者で、応急仮設住宅の「対象者」と同様である。

イ 修理の方法

「応急仮設住宅」の建築方法に準じる。

ウ 修理の範囲

応急修理は、居住、炊事場及び便所等日常生活に欠くことができない部分で、必要最小限とする。

エ 費用は、救助法及び関係法令の定めるところによる。

3 公営住宅等のあっせん

災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅、民間賃貸受託及び空き家等の把握に努め、災害時にあっせんできるよう、あらかじめ体制を整備するものとする。

4 資材のあっせん、調達

本部長（町長）は、建築資材、暖房用燃料等の調達が困難な場合は、道にあっせんを依頼するものとする。

第18節 被災宅地安全対策計画

対策本部が設置されることとなる規模の地震・津波又は降雨等の災害により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、二次災害を軽減、防止するため被災宅地危険度判定士（以下「判定士」という。）を活用して、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握する被災宅地危険度判定（以下「危険度判定」という。）の実施は、本計画の定めるところによる。

1 危険度判定の実施

本部長（町長）は、災害の発生後に宅地の被害に関する情報に基づき、危険度判定の実施を決定し、危険度判定実施本部を設置する。

2 危険度判定の要請

本部長（町長）は、自ら危険度判定を実施することが困難な場合は、知事（釧路総合振興局長）に応援を要請するものとする。

3 判定士の業務

判定士は次により被災宅地の危険度判定を行い、判定結果を表示する。

- (1) 「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル」に基づき、宅地ごとに調査票へ記入し判定を行う。
- (2) 宅地の被害程度に応じて「危険宅地」、「要注意宅地」、「調査済宅地」の3区分に判定する。
- (3) 判定結果は、当該宅地の見やすい場所（擁壁、のり面等）に判定ステッカーを表示する。

区分	表示方法
危険宅地	赤のステッカーを表示する。
要注意宅地	黄色のステッカーを表示する。
調査済宅地	青のステッカーを表示する。

4 危険度判定実施本部の業務

「被災宅地危険度判定業務実施マニュアル」（以下「実施マニュアル」という。）に基づき危険度判定実施本部は次の業務を行う。

- ア 宅地に係る被害情報の収集
- イ 判定実施計画の策定
- ウ 宅地判定士、判定要員の受入れ及び組織編成
- エ 判定の実施及び集計並びに関係機関への報告

5 事前準備

北海道及び白糠町は災害の発生に備え、実施マニュアルに基づき、次のことに努める。

- (1) 北海道と白糠町は相互応援体制を充実し、連絡体制を整備する。

- (2) 北海道は、国、被災宅地危険度判定連絡協議会（全国協議会）及び道協議会との相互支援体制を確保するため、連絡調整体制を整備する。
- (3) 北海道は、白糠町及び関係機関の協力を得て、被災宅地危険度判定実施要綱（全国要綱）で定める土木、建築又は宅地開発の技術経験を有する者を対象とした、判定士の養成、登録及び更新等に関する事務を行う。
- (4) 白糠町は、北海道と協力して危険度判定に使用する資機材の備蓄を行う。

第19節 災害警備計画

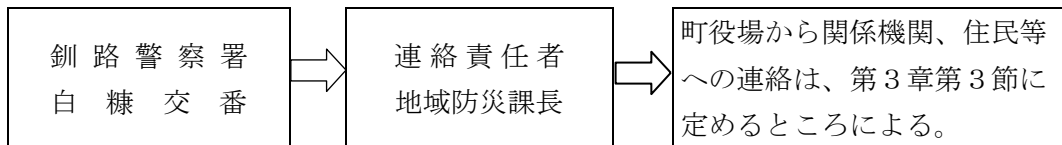
災害に関する釧路方面釧路警察署（以下「釧路警察署」という。）が行う防災業務は、北海道地域防災計画によるほか、本計画の定めるところによる。

1 災害に関する警察の任務

警察は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、災害の発生を防ぎ又は災害の拡大を防止するために、住民の避難誘導及び救助、犯罪の予防、交通規制等の応急対策を実施して、住民の生命、身体及び財産を災害から保護し、災害地における社会秩序の維持にあたることを任務とする。

2 災害予警報の伝達に関する事項

- (1) 災害に関する予報及び警報の伝達について、北海道警察は次のとおり処置するものとする。
 - ア 北海道警察は、警備上必要と認められる範囲の予警報について、釧路警察署、白糠交番、庶路・西庶路駐在所を通じて本部長（町長）に伝達する。
 - イ 釧路警察署は、気象庁の地方機関、町等の関係機関と災害に関する予警報の伝達に関し、平素より緊密な連絡をとり、災害時の伝達に万全を期すものとする。
 - ウ 警察官は、災害が発生するような異常な現象を発見した旨の通報を受けたときは、「第3章 第3節 災害情報等の報告、収集及び伝達計画」に定めるところにより処置するものとする。



3 事前措置に関する事項

- (1) 本部長（町長）が基本法第58条に基づき、警察官の出動を求め応急措置の実施に必要な準備をすることを要請する場合は、次の事項を記載した文書（緊急を要する場合は電話等で要請し、その後速やかに文書を提出する。）により、釧路警察署長を経て方面本部長に対し行うものとする。
 - ア 派遣を要する理由
 - イ 派遣を要請する職員の職種及び人員数
 - ウ 派遣を必要とする期間
 - エ その他派遣について必要な事項
- (2) 釧路警察署長は、本部長（町長）からの要請により基本法第59条第2項に基づく事前措置についての指示を行ったときは、直ちに本部長（町長）に通知するものとする。また、当該措置の事後処理は本部長（町長）が行うものとする。

4 避難に関する事項

警察官が基本法第 61 条又は警察官職務執行法第 4 条の規定により、避難の指示又は警告を行う場合は、「第 5 章 第 4 節 避難救出計画」に定める「避難所」を示すものとする。ただし、災害の種別、規模、態様、現場の状況により本計画によりがたい場合は、適宜の措置を講ずるものとする。

この場合において、当該避難先の借上げ、給食、給水等は、本部長（町長）が行うものとする。

5 応急措置に関する事項

(1) 警戒区域設定権等

釧路警察署長は、警察官が基本法第 63 条第 2 項の規定に基づき警戒区域の設定を行った場合は、直ちにその旨を本部長（町長）に通報するものとする。

この場合にあつては、本部長（町長）は当該措置の事後処理を行うものとする。

(2) 応急公用負担等

釧路警察署長は、警察官が基本法第 64 条第 7 項及び同法第 65 条第 2 項に基づき応急公用負担（人的、物的公用負担）を行った場合は、直ちにその旨を本部長（町長）に通知するものとし、本部長（町長）は、応急公用負担を行った場合の補償等の事後処理を行うものとする。

6 救助に関する事項

釧路警察署長は、本部長（町長）と協力し被災者の救出及び負傷者並びに病気にかかったものの応急的救護並びに死体の検視に努めるとともに、状況に応じて本部長（町長）の行う遺体の捜索などの災害応急活動に協力するものとする。

7 災害時における災害情報の収集に関する事項

釧路警察署長は、本部長（町長）、その他の関係機関と緊密に連絡を取り合い、災害警備活動上必要な、災害に関する情報を収集するものとする。

8 災害時における広報

釧路警察署長は、地域住民に対して必要と認める場合は、災害の状況及びその見通し並びに避難措置、犯罪の予防、交通の規制、その他警察活動について、警備措置上必要と認められる事項の広報を行うものとする。

9 災害時における通信計画に関する事項

釧路警察署長は、災害が発生し、しかも孤立が予想される地域、その他必要と認められる地域に対して、移動無線局、携帯無線機等の設置を計画し、通信の確保を図るものとする。

10 交通規制に関する事項

(1) 釧路警察署長は、その所轄区域内の道路について、災害による道路の決壊等危険な状態が発生し、又はその他の状況により必要があると認めたときは、道路交通法第5条第1項の規定に基づき、歩行者、車両等の通行を禁止し又は制限するものとし、この時、白糠町交通安全指導員を指示することができる。

(2) 警察官は、災害発生時において緊急措置を行う必要があるときは、道路交通法第6条第4項の規定に基づき、一時的に歩行者又は車両の通行を禁止し、又は制限するものとする。

(3) 車両運転者の義務

道路区間に係る通行禁止等が行われたとき、車両運転者は、速やかに警察官の指示に従い、消火栓付近及び交差点以外の緊急車両等の通行の支障にならない場所に車両を移動し、又は駐車するものとする。

(4) 緊急通行車両の措置命令

ア 警察官の措置命令

警察官は、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の妨害になることにより、災害応急対策の実施に支障があると認めるときは、車両その他物件の移動等の措置又はやむを得ない限度において破損することができるものとする。

イ 自衛官及び消防吏員による措置命令

前期アの措置で警察官がその場にはいない場合に限り、災害派遣の自衛官及び消防吏員は、自衛隊用緊急通行車両及び消防機関緊急通行車両の円滑な通行を保つために必要な措置をとるものとする。

第20節 海難予防及び救助計画

沿岸、海上における人命及び財産を保護するための、予防及び救助対策は、本計画の定めるところによる。

1 海難防止推進機関及び救助実施機関

(1) 海難防止推進機関

海上保安庁、北海道、北海道警察、白糠町、白糠漁業協同組合、日本水難救済会、北海道運輸局釧路運輸支局、釧路地方気象台

(2) 救助実施機関

釧路海上保安部、北海道（釧路総合振興局）、釧路方面釧路警察署、白糠町、白糠漁業協同組合、日本水難救済会北海道支部白糠救難所

2 海難防止対策

(1) 海事関係法令等の違反防止

海事関係法令等違反は、直接海難に結びつく場合が多いので、海技従事有資格者及び無線従事有資格者の乗船、救命作業衣の着用、救命器具等設備の確認に留意するとともに、随時実地検査等を行い、船主及び船長、乗組員等に対し、適切な指導、海難防止の意識啓発活動を行うものとする。

(2) 気象情報の常時把握

船主及び船長等に対し、気象情報の常時把握と荒天時及び荒天になるおそれがある場合の早期避難、帰港等を強力に指導する。

また、地震発生等による、津波警報等の発表も含め、白糠漁業協同組合は、各組合員に対する迅速かつ正確な情報伝達方法の確立に努めるものとする。

(3) 海難防止の指導

法令の定めるところにより、適切な予防対策を講じるほか、海難防止団体その他関係機関との連携のもとに、船主及び船長、乗組員に対し、船体、機関、救命設備等の整備等について指導する。

(4) 白糠町は海難防止対策として次のことを実施する。

ア 海事関係及び漁業関係諸法令に基づく適切な指導助言に関すること。

イ 海難防止思想の普及啓発に関すること。

ウ 気象予警報の伝達徹底に関すること。

(5) 白糠漁業協同組合は、海難防止対策として次のことを実施する。

ア 海技従事者の技術の向上に関すること。

イ 船舶との連絡、確認に関すること。

ウ 船舶の航行設備、安全対策に関する指導、支援に関すること。

エ 船主及び船長、乗組員等に対する安全操業の確保、指導に関すること。

3 救助対策

町及び関係機関は、海難による人命、船舶等を救助するため、次により対策を講じるものとする。

(1) 遭難船舶、海上漂流者等を発見した場合

ア 遭難船舶、海上漂流者を認知したときは、釧路海上保安部、釧路警察署、釧路総合振興局、町、白糠漁業協同組合（白糠救難所）に連絡するとともに、可能な救護対策を行うこと。

イ 救護のため必要があるときは、地域住民の協力を求め、船舶、車両その他救護に必要な物件の調達を行う。

(2) 釧路海上保安部

ア 海難の際の人命、積荷及び船舶の救助並びに天災地変その他救済を必要とする場合における救助を行う。

イ 海上保安庁以外の者で、海上において人命、積荷及び船舶の救助を行う者の指揮監督を行う。

(3) 釧路警察署

警察官は、救護の業務について本部長（町長）を支援し、本部長（町長）が現場にいない場合は、本部長（町長）に代わってその職務を行う。

(4) 白糠町

ア 遭難船舶、海上漂流者を認知したときは、釧路海上保安部、釧路警察署、釧路総合振興局、白糠漁協（白糠救難所）に連絡するとともに、本計画に基づき直ちに現場に臨み、救護措置を行うものとする。

イ 救護のため必要があるときは、住民を招集し、船舶、車両その他救護に必要な物件を徴用し、又は救護活動に適当な住民等民間の土地を使用し、救護にあたるものとする。

(5) 白糠漁業協同組合

平素から所属出漁船の動静を把握し、海難発生時には、適切な指示を与えるとともに、海難救助に必要な情報提供等、速やかに関係機関との連絡等救護体制にあたる。

(6) 日本水難救済会北海道支部白糠救難所

平素から海難発生時における白糠救難所員の参集方法や連絡体制を確立しておき、釧路海上保安部又は本部長（町長）からの要請若しくは自ら海難を認知した場合は、速やかに人命、船舶の救護にあたるものとする。

第21節 自衛隊派遣要請計画

災害時における人命救助または財産保護のため必要があると認めた場合、自衛隊法第83条の規定に基づく、自衛隊の災害派遣要請に関する事項は、本計画の定めるところによる。

1 派遣要請依頼基準

自衛隊の災害派遣要請を要求するにあたっては、人命救助及び財産の保護のため行うものとし、その基準はおおむね次のとおりとする。

- (1) 遭難者等の捜索活動を必要とするとき。
- (2) 水害、高潮、津波等の災害又は災害の発生が予想され、緊急の措置に応援を必要とするとき。
- (3) 大規模な災害が発生し、被害状況の把握が困難なとき又は応急措置のための応援を必要とするとき。
- (4) 救援物資の輸送のために応援を必要とするとき。
- (5) 主要道路の応急復旧を必要とするとき。
- (6) 応急措置のため医療、防疫、給水及び通信等の応援を必要とするとき。

2 災害派遣要請要領

- (1) 本部長（町長）は、自衛隊の災害派遣の必要があると認められるときは、次の事項を明らかにした文書（様式1）をもって要請権者である知事（釧路総合振興局長）に要求するものとする。この場合において、町は必要に応じてその旨及び町の地域に係る災害の状況を要請先である指定部隊の長に通知するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話等により要求し、その後速やかに文書を提出するものとする。

ア 災害の状況及び派遣を必要とする理由

イ 派遣を希望する期間

ウ 派遣を希望する区域及び活動内容

エ 派遣部隊が展開できる場所

オ 派遣部隊との連絡方法、その他参考となる事項

また、人命の緊急救助に関し、知事（釧路総合振興局長）に要求する暇がないとき、又は通信の途絶等により知事（釧路総合振興局長）と指定部隊の連絡が不能である場合等については、直接指定部隊の長に通報することができる。

ただし、この場合においても速やかに知事（釧路総合振興局長）に連絡し、上記の手続を行うものとする。

- (2) 対策担当部及び要請先（撤収要請の場合も同じ）

災害派遣要請の要求は、企画総務対策部長が担当する。

要 請 要 求 先		電 話 番 号
知 事	釧路総合振興局 地域創生部地域政策課防災担当主査	0154-43-9144
指定部隊	陸上自衛隊第5旅団第27普通科連隊長	0154-40-2011

3 災害派遣部隊の受入れ体制

- (1) 知事（釧路総合振興局長）より派遣決定の通知を受けたときは、次の措置を行う。
 - ア 本部長（町長）は、現地責任者を指名し、自衛隊現地指揮官との協議、決定、連絡にあたらせる。
 - イ 企画総務対策部は、自衛隊受入れのため、次の事項に関して、自衛隊の活動が速やかに開始されるよう、必要な措置及び準備をするものとする。
 - (ア) 応援を求める作業の内容
 - (イ) 所要人員数
 - (ウ) 機材等の確保
 - (エ) 災害派遣部隊の車両、機材等の保管場所等の準備
 - (オ) 災害派遣部隊本部の設置場所及び滞留場所の確保
- (2) 災害派遣部隊到着後の措置
 - ア 派遣部隊を目的地に誘導若しくは、地図等で確認するとともに、派遣部隊の責任者と作業計画等について協議し、調整のうえ必要な措置をとる。
 - イ 本部長（町長）は、派遣部隊の到着後、必要に応じて次の事項を知事（釧路総合振興局長）に報告するものとする。
 - (ア) 災害派遣部隊長の官職、氏名
 - (イ) 隊員数
 - (ウ) 到着日時
 - (エ) 従事している作業内容及び進捗状況
 - (オ) その他参考となる事項

4 災害派遣部隊の撤収要請

本部長（町長）は、災害派遣の目的を達成したとき、又はその必要がなくなったときは、速やかに文書（様式2）をもって、知事（釧路総合振興局長）に派遣部隊の撤収を要求するものとする。ただし、文書による要求に日時を要するときは、口頭又は電話により要求し、速やかに文書を提出するものとする。

5 経費等

- (1) 自衛隊の災害派遣に要する費用は自衛隊において負担するが、自衛隊が災害応急活動に要する次の費用は、要請した町において負担するものとする。
 - ア 資材費及び機器借上料
 - イ 電話料及びその設置費
 - ウ 電気料・水道料・し尿くみ取り料
- (2) その他必要経費については、自衛隊及び関係機関において協義のうえ定めるものとする。
- (3) 災害派遣部隊は、関係機関又は民間から宿泊、給食の施設、設備等の提供を受けた場合には、これを利用することができるものとする。

様式 1

白 地 第 号
年 月 日

北海道釧路総合振興局長 様

白糠町長

自衛隊の災害派遣要請について
このことについて、次のとおり自衛隊の災害派遣要請を要求願います。

記

- 1 災害の状況及び派遣を依頼する事由
- 2 派遣を希望する期間
- 3 派遣を希望する区域及び活動内容
- 4 派遣部隊が展開できる場所
- 5 派遣部隊との連絡方法、その他参考となる事項

(担当課：地域防災課)

様式2

白 地 第 号
年 月 日

北海道釧路総合振興局長 様

白糠町長

自衛隊の撤収要請について

平成 年 月 日付け（白地第 号）で依頼しました自衛隊の派遣要請について、
次の日時をもって撤収要請を要求願います。

記

撤収要請日時 年 月 日 時 分

（担当課：地域防災課 ）

第22節 災害ボランティアとの連携計画

災害時における社会福祉協議会、日本赤十字社北海道支部白糠町分区及び各種ボランティア団体・NPOとの連携は、本計画の定めるところによる。

1 ボランティア団体・NPOの協力

北海道、白糠町及び防災関係機関等は、日本赤十字北海道支部白糠町分区又は各種ボランティア団体・NPOからの協力の申し入れ等により、災害応急対策の実施について労務の協力を受ける。

2 ボランティアの受入

(1) 町外からのボランティアの受入窓口は、企画総務対策部とし、団体の名称、住所、活動内容等を記録し、把握しておくこととする。

(2) 町が、ボランティア活動に全面的に関わりを持つことは、ボランティア本来の趣旨に反すると考えられることから、福祉団体、ボランティア団体・NPOなどの関係団体、関係機関と協議し、又は連携を図って、相互に協力して受入を行うものとする。

ただし、災害が大規模な場合、又は企画総務対策部及び町内関係団体で受入窓口の対応ができないと判断される場合は、近隣市町村及び北海道社会福祉協議会等に応援を要請し、受入窓口業務を実施してもらうこととする。

(3) 受入窓口は、受入状況の把握を行うとともに、活動内容、人数、期間等を考慮のうえボランティアの派遣先を決定調整する。

ア 団体名、所属、所在地連絡先等

イ 責任者・代表者名、構成人数、滞在中の連絡先、連絡方法

ウ 参加者の氏名、性別、年齢、血液型、家族等の連絡先

エ 専門分野、有資格、支援内容、活動経験等

オ 装備品、携行品等の内容、数量等

カ 活動予定（可能）期間

キ その他必要な事項

(4) 町が確認し必要と認めた場合は、本人の了解を得たボランティアの参加者については、町の負担においてボランティア保険等に参加するものとする。

(5) 受け入れたボランティアの活動中の食事、宿泊先、生活必需品等については、企画総務対策部において、手配、確保する。

3 ボランティア団体・NPOの活動内容

ボランティア団体・NPO活動は、次に掲げる事項を主に行うものとする。

- (1) 災害・安否・生活情報の収集、伝達
- (2) 炊き出し、その他の災害救助活動
- (3) 高齢者、障がい者等の介護、看護、看護補助
- (4) 被災地等の清掃及び防疫活動
- (5) 災害応急対策物資、資機材の受入、整理及び輸送、配付
- (6) 被災建築物の応急危険度判定（有資格者）
- (7) 応急復旧現場における危険を伴わない簡易な作業
- (8) 災害応急対策事務補助
- (9) 救急・救助活動
- (10) 医療・救護活動
- (11) 外国語通訳
- (12) 非常通信
- (13) 被災者の心のケア活動
- (14) 被災母子のケア活動
- (15) 被災動物の保護・救助活動
- (16) ボランティア・コーディネート

4 ボランティア活動等の管理、把握、統率

町は、ボランティア活動の必要性や役割等についての共通理解のもと、平常時から相互に連携し、関係機関・団体とのネットワークを構築するとともに、ボランティア活動に関する住民への受援・支援等の普及啓発を行う。

市町村及び社会福祉協議会は、市町村災害ボランティアセンターの設置・運営に関する規定等の整備やコーディネーター等の確保・育成に努め、道はこれらの取組が推進されるよう市町村及び社会福祉協議会に働きかける。

災害時においては、ボランティア活動が迅速かつ円滑に行われるよう、被災地の市町村と社会福祉協議会等が連携し、災害ボランティアセンターの早期設置を進めるとともに、ボランティア活動の調整を行う体制や活動拠点の確保等に努める。

- (1) 受入手続き終了後のボランティアの活動については、派遣を受けた各部（班）において管理、統率するものとし、活動地への誘導、連絡調整、その他ボランティア活動の円滑化を図る措置を行う。
- (2) 派遣後の活動状況を把握し、災害対策本部に報告する。
- (3) 活動が終了したときは、次の事項を記載した報告書を災害対策本部に提出する。

ア 派遣先と活動内容

イ 活動人員と期間

ウ その他特記事項

- (4) ボランティア活動への支援

ボランティアの受入にあたっては、高齢者・障がい者等の介護や外国人との会話力等ボランティアの技能等が効果的に生かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティア

活動の拠点を提供するなど、ボランティア活動の円滑な実施が図られるよう支援に努める。

第23節 職員応援派遣要請計画

災害応急対策又は、災害復旧対策のため必要があるときは、基本法第29条の規定により知事又は本部長（町長）は、指定行政機関及び指定地方行政機関の長等に対し職員の派遣を要請し、又は第30条の規定により、内閣総理大臣又は知事に対し、指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣のあつせんを求めることは、本計画の定めるところによる。

1 要請権者

要請権者は、本部長（町長）とする。

なお、本部長（町長）が指定地方行政機関及び指定公共機関の長に対し、職員の派遣を要請しようとするときは、知事又は当該関係機関の長にあらかじめ協議しなければならない。

2 要請手続等

- (1) 職員の派遣を要請しようとするときは、次の事項を明らかにした文書をもって行うものとする。

- ア 派遣を要請する理由
- イ 派遣を要請する職員の職種別人員数
- ウ 派遣を必要とする期間
- エ 派遣される職員の給与、その他の勤務条件
- オ 前各号に掲げるもののほか職員の派遣について必要な事項

- (2) 職員の派遣のあつせんを求めようとするときは、要請権者は次の事項を明らかにした文書をもって行うものとする。なお、職員の派遣のあつせんは、知事（釧路総合振興局長）に対して行うものであるが、国の職員派遣のあつせんのみでなく地方自治法第252条の17に規定する地方公共団体相互間の派遣についても含むものとする。

- ア 派遣のあつせんを求める理由
- イ 派遣のあつせんを求める職員の職種別人員数
- ウ 派遣を必要とする期間
- エ 派遣される職員の給与、その他の勤務条件
- オ 前各号に掲げるもののほか、職員の派遣について必要な事項

- (3) 相互応援（受援）体制整備

災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体や防災関係機関から応援を受入れて情報級や各種調整を行うことができるよう、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うとともに、連絡・要請手順や、応援機関の活動拠点、資機材等の集積・輸送体制など必要な準備を都と寝るよう努めるものとする。

3 派遣職員の身分の取扱

- (1) 派遣職員の身分の取扱は、原則として職員派遣側（以下「派遣側」という。）及び職員派遣受入側（以下「受入側」という。）の双方の身分を有するものとする。従って、双方の法令、条例及び規則（以下「関係規定」という。）の適用があるものとする。ただし、双方の関係規定に矛盾が生じた場合には、双方協議の上、決定する。また、受入側は、その派遣職

員を定数外職員とする。

- (2) 派遣職員の給与等の双方負担区分は、指定地方行政機関及び指定公共機関の職員については、基本法第32条第2項及び同法施行令第18条の規定により、また地方公共団体の職員については、地方自治法第252条の17の規定によるものとする。
- (3) 派遣職員の分限及び懲戒は派遣側が行うものとする。ただし、地方自治法第252条の17に規定する地方公共団体相互間の派遣については、双方協議の上決定するものとする。
- (4) 派遣職員の服務は、派遣受入側の規定を適用するものとする。
- (5) 受入側は、災害派遣職員に対し、災害派遣手当を支給することができる。

4 知事（釧路総合振興局長）に対する応援要請伝達系統

- (1) 本町を含む地域において、大規模災害が発生した場合において、本町及び消防機関等の防災関係機関だけでは十分に被災者の救援等の災害応急対策を円滑に実施できない場合、北海道地域防災計画「第5章 第7節 広域応援・受援計画」に基づき、道や他の市町村等の応援を要請する。

第24節 消防防災ヘリコプター要請計画

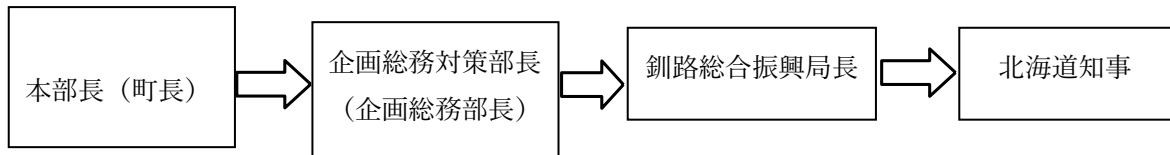
災害時における消防防災ヘリコプターの要請については、北海道地域防災計画「第5章 第8節 ヘリコプター等活用計画」に基づき本計画の定めるところによる。

1 基本方針

大規模な災害が発生し、迅速・的確な災害応急対策の実施のために必要がある場合は、「北海道消防防災ヘリコプター応援協定」の定めにより、広域的・機動的に活動できる消防防災ヘリコプターの有効活用を図る。

2 実施責任者

消防防災ヘリコプターの出動要請は、本部長（町長）が行うものとする。



3 実施方法

(1) 要請の要件

本部長（町長）は、町内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、次の各号のいずれかに該当する場合は、知事（危機対策局危機対策課）に消防防災ヘリコプターの出動を要請する。

- ア 災害が隣接する市町村に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- イ 町の消防力等によって災害応急対策が著しく困難な場合
- ウ その他消防防災ヘリコプターによる活動が最も有効と認められる場合

(2) 要請方法

本部長（町長）から知事（危機対策局危機対策課）に対する要請は、電話により次の事項を明らかにして行うとともに、速やかにファクシミリにより消防防災ヘリコプター緊急運行伝達票を提出する。

- ア 災害の種類
- イ 災害発生の日時及び場所並びに災害の状況
- ウ 災害現場の気象状況
- エ 災害現場の最高指揮者の職・氏名及び災害現場との連絡方法
- オ 消防防災ヘリコプターの離着陸場の所在地及び地上支援体制
- カ 応援に要する資機材の品目及び数量
- キ その他必要な事項

(3) 連絡先

名称	電話	ファクシミリ
北海道総務部危機対策局危機対策課防災航空室	011-782-3233	011-782-3234
北海道総合行政情報ネットワーク 防災航空隊主査	6 - 210 - 39 - 898	

4 消防防災ヘリコプターの活動内容

消防防災ヘリコプターは、次に掲げる活動で、ヘリコプターの特性を活用することができ、その他必要性が認められる場合に航行する。

(1) 災害応急対策活動

- ア 被災状況調査などの情報収集活動
- イ 救援物資、人員、資機材等の搬送

(2) 救急活動

- ア 傷病者、医師等の搬送

(3) 救助活動

- ア 被災者の救助、救出

(4) 火災防御活動

- ア 空中消火
- イ 消防隊員、資機材等の搬送

5 ヘリコプター発着可能場所及び支援体制

ヘリコプター発着可能場所及び支援体制については、「第5章 第14節 輸送計画」に準ずること。

第25節 広域応援・避難計画

町及び消防機関は、地震等による大規模災害が発生した場合において、災害応急対策を実施するため、他の市町村及び消防機関と相互に広域応援・避難する対策は、本計画の定めるところによる。

1 広域応援計画

(1) 白糠町

ア 本部長（町長）は、地震等による大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、単独では十分に被災者の救援等の災害応急対策を実施できない場合は、「災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定」に基づき、道及び他の市町村に応援を要請する。

イ 本部長（町長）は、他の市町村との応援が円滑に行われるよう、日頃から災害対策上必要な資料の交換を行うほか、他の市町村との応援の受入れ体制を確立しておく。

(2) 消防機関

ア 不測の大規模災害及び境界における火災被害を最小限度にとどめるため、災害発生時において、必要に応じ「北海道広域消防相互応援協定」の近隣市町村及び他の消防機関へ応援を要請する。

また、必要に応じ、釧路市消防本部を通じ、道に対して広域航空消防応援（ヘリコプター）、他の都府県の緊急消防援助隊による応援等を要請するよう依頼する。

イ 他の消防機関等の応援が円滑に行われるよう、日頃から災害対策上必要な資料の交換を行うほか、他の消防機関等の応援の受入体制を確立しておく。

ウ 緊急消防援助隊を充実強化するとともに実践的な訓練を通じて、人命救助活動等の支援体制の整備に努めるものとする。

2 広域避難計画

災害の予測規模、避難者数等に鑑み、当該市町村の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合は、広域避難に係る協議等を行う事ができるものとする。

また、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについて定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

第26節 救助法の適用と実施

救助法を適用し、同法に基づき実施する応急救助活動は、本計画の定めるところによる。

1 実施体制

救助法の適用による救助は、知事が行う。ただし、本部長（町長）は知事から救助の実施について、個別の災害ごとに救助に関する事務の一部を委任された場合は、自らの判断責任において実施する。

2 救助法の適用基準

救助法による救助は、次に掲げる程度の災害が発生した町の区域において、当該災害にかかり現に救助を必要とする者に対して行う。

適用基準				適要
被害 区分 市町村 の人口	市 町 村 単独の場合	被害が相当 広範囲な場 合（全道2,5 00世帯以上 ）	被害が全道 にわたり、 12,000世帯 以上の住家 が滅失した 場合	1 住家被害の判定基準 ・滅失…全壊、全焼、流失 住家が全部倒壊、流失、埋設、焼失したもの又は損壊が甚だしく、補修により再使用することが困難で具体的には、損壊、焼失又は流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達したもの、又は住家の主要な要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、50%以上に達した程度のもの。 ・半壊、半焼…2世帯で滅失1世帯に換算 住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には損壊部分の床面積が、その住家の延床面積の20～70%のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、20%以上50%未満のもの。 ・床上浸水…3世帯で滅失1世帯に換算 床上浸水、土砂の堆積等により、一時的に居住することができない状態となったもの。 2 世帯の判定 (1) 生計を一にしている実際の生活単位をいう。 (2) 会社又は学生の寮等は、各々が独立した生計を営んでいると認められる場合、個々の生活実態に即し判断する。
	住家滅失 世 帯 数	住家滅失 世 帯 数	市町村の被害状況が特に救助を必要とする状態にあると認められたとき。	
5,000人 以上 15,000人 未満	40	20		

3 救助法の適用手続

- (1) 本部長（町長）は、本町における災害が救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当するおそれのある場合は、直ちにその旨を知事（釧路総合振興局長）に報告しなければならない。
- (2) 災害の事態が急迫し、知事（釧路総合振興局長）による救助の実施を待つ暇がない場合は、本部長（町長）は救助法の規定による救助を行い、その状況を直ちに知事（釧路総合振興局長）に報告し、その後の処置について指示を受けなければならない。

4 救助の実施と種類

救助の実施にあたっては、本部長（町長）は委任を受けた職権について、委任の範囲内において迅速に事務を行うものとする。なお、知事（釧路総合振興局長）は、本部長（町長）が実施した方がより迅速に災害に対処できると判断される次に掲げる救助の実施については、本部長（町長）へ個別の災害ごとに救助に関する事務を通知により委任する。

救助の種類	実施期間	実施者区分
1 避難所の設置	7日以内	本部長（町長）
2 応急仮設住宅の設置、供与	20日以内に着工 建築工事完了後3カ月以内 許可を受けて2年以内に延長 可能	対象者、対象箇所の選定～町 設置：道（ただし、委任した ときは町）
3 炊き出しその他による食品の給与	7日以内	本部長（町長）
4 飲料水の供給	7日以内	本部長（町長）
5 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	10日以内	本部長（町長）
6 医療	14日以内	医療班：道・日赤道支部（た だし、委任したときは）
7 助産	分娩の日から7日以内	医療班：道・日赤道支部（た だし委任したときは町）
8 災害にかかった者の救出	3日以内	本部長（町長）
9 住宅の応急修理	1か月以内	本部長（町長）
10 学用品の給与	教科書等1か月以内 文房具等15日以内	本部長（町長）
11 埋葬	10日以内	本部長（町長）
12 遺体の搜索	10日以内	本部長（町長）
13 遺体の処理	10日以内	本部長（町長） 日赤道支部
14 障害物の除去	10日以内	本部長（町長）

（注） 期間については、すべて災害発生の日から起算することとし、内閣総理大臣の承認を得て実施期間を延長することができる。

5 救助に必要とする措置

知事（釧路総合振興局長）は、救助を行うときに必要とする場合における関係者に対する従事命令、協力、物資の収用、立入検査等を、その緊急の限度においてそれぞれ救助法及び同施行令、規則並びに細則の定めにより、公用令書その他所定の定めにより実施するものとし、同法第23条の2、第23条の3により行う指定行政機関の長、又は指定地方行政機関の長が公用令書によって行う職務について相互に協力しなければならない。

6 基本法と救助法の関連

基本法の定めるところによる災害について、救助法が適用された場合における救助事務の取扱いについては、救助法の適用時期等によりその責任を明らかにしなければならない。

災害時の交通の混乱を防止し、被災者の輸送応急対策に必要な機材、物資の輸送路の確保を図るための措置は、本計画の定めるところによる。

1 交通応急対策の実施

- (1) 町が管理している道路で災害が発生した場合は、道路の警戒に努めるとともに、交通の危険を防止するため必要と認めるときは、その交通を禁止し、又は制限するとともに迂回路等を的確に指示し、関係機関との連携を密にし、交通の確保に努める。
- (2) 消防吏員は、警察官がその場にはいない場合に限り、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい障害があると認められるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者、管理者に対し、当該車両その他物件の移動等の措置をとることを命ずることができる。
- (3) 消防吏員は、(2)による措置を命ぜられた者が当該措置をとらないときは、又はその命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないときは、自らその措置をとることができる。この場合において、当該措置をとるためやむを得ない限度において車両その他の物件を破損することができる。
- (4) 道路管理者は、災害が発生した場合、放置車両や立ち往生車両等に対し、緊急通行車両の通行を確保するため必要があるときは区間を指定し、当該車両等その他の物件（以後、「放置車両等」という。）の移動等必要な措置をとることができる。

また、当該措置がやむを得ない限度において、放置車両等を破損することができるほか、必要に応じ、他人の土地を一時使用し、またはその他の障害物を処分することができる。やむを得ない限度とは以下のとおりである。

- ア 移動等を命ぜられた放置車両等の所有者等（以下「所有者等」という。）が当該措置をとらない場合。
- イ 所有者等が現場にいないため、当該措置を命じることができない場合。
- ウ 道路の状況その他事情により、所有者等に当該措置をとらせることができず、命令をしないこととした場合。

2 道路の交通規制

(1) 道路交通網の把握

災害が発生した場合、道路管理者及び釧路警察署長は、相互に綿密な連携を図るとともに、関係機関の協力を得て、次の事項を中心に被災地域内の道路及び交通状況について、その実態を把握する。

- ア 損壊し、又は通行不能となった路線名及び区間
- イ 迂回路を設定し得る場合はその路線名、分岐点及び合流点
- ウ 緊急に通行の禁止又は制限を実施する必要の有無

(2) 交通規制の実施

ア 釧路警察署長は、その管轄区域内の道路が災害による決壊等で危険な状態が発生し、又は、その状況により必要があると認められたときは、道路交通法第5条第1項の規定に基

づき、一時的に歩行者又は車両等の通行を禁止し、制限するものとする。

イ 警察官は災害発生時において、緊急措置を行う必要があると認めるときは道路交通法第6条第4項の規定に基づき、一時的に歩行者又は車両等の通行を禁止し、制限するものとする。

3 道路交通確保

- (1) 本部長（町長）は、他の道路管理者、公安委員会等と連携して、他の防災関係及び地域住民等の協力を得て道路交通の確保を行う。
- (2) 本部長（町長）は、他の道路管理者と連携して、社団法人北海道建設業協会等の協力を得て、障害物の除去、応急復旧等に必要の人員、資機材等の確保に努め、道路施設の被害状況に応じた効果的な復旧を行う。なお、この場合、緊急輸送に充てる道路を優先して行う。
- (3) 路上における著しく大きな障害物の除去について、必要に応じて、本部長（町長）は、道路管理者、警察機関、消防機関、自衛隊等と協力して所要の措置をとる。

4 緊急通行車両の確認

- (1) 本部長（町長）は、知事又は公安委員会に対し緊急通行車両の申し出をし、「緊急車両通行証明書」及び「標章」の交付を受ける。

- (2) 緊急通行車両の通行確保のための交通規制

道公安委員会は、被災者の輸送、被災地への緊急物資の輸送等を行う緊急通行車両の通行を確保するため、必要があると認めるときは、次の処置を行う。

ア 交通が混乱し、緊急通行の円滑を阻害している状況にあるときは、区域又は道路の区間を指定して一般車両を制限し、又は緊急の度合いに応じて車両別交通規制を行う。

イ 被災地への流入車両等を抑制する必要がある場合には、区域又は道路の区間を指定して、被災地周辺の警察等の協力により、また、必要に応じ広域緊急援助隊の出動を要請して、周辺地域を含めた広域的な交通規制を行う。

5 応急復旧

道路管理者は、災害応急対策に要する輸送を円滑に実施し得るよう道路橋りょう等を速やかに復旧するよう努めるものとし、重要かつ緊急を要する場合で自己の能力では復旧が困難であるときは、他の道路管理者の応援協力を求め、なおかつ困難なとき、本部長（町長）は、知事（釧路総合振興局長）に対し、自衛隊の派遣要請を求めるものとする。

第28節 石油類燃料供給計画

災害時の石油類燃料（LPGを含む）の供給については、本計画の定めるところによる。

1 実施責任者

本部長（町長）は、町が管理している緊急通行車両のガソリン等の確保に努めるものとする。
また、災害対策上重要な施設、避難所、医療機関及び社会福祉施設における暖房用燃料の確保に努めるものとする。

ア 地域内で調達できる石油類燃料の調達先及び集積場所等の状況を把握しておくものとする。

イ 地域内において調達が不能になったときは、知事に協力を求めることができる。

ウ 地域の販売組合、協同組合、主要業者と事前に協定を締結しておく等、石油類燃料を迅速に調達できる方法を定めることとする。

エ LPGについては、北海道エルピーガス災害対策協議会と迅速に調達できるよう連絡調整を行う。

2 石油類燃料の確保

災害応急対策実施責任者は、石油燃料の確保を図るものとし、卸売組合、協同組合、主要業者に対し協力を要請し、又はあつせんを求めるものとする。また、石油類燃料の安定供給体制の樹立に努めるものとする。

